

国土交通省独立行政法人評価委員会

第22回教育機関分科会

平成25年8月1日

【赤井専門官】 それでは、定刻より少し早いですが、皆様にお集まりいただきましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会 第22回教育機関分科会を開催させていただきます。

本日は本当に暑い中、またご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、航空局安全部運航安全課の赤井と申します。よろしくお願いたします。

初めに、今年度新任された委員がおられますので、その方の紹介をさせていただきます。

大島臨時委員でございます。

【大島臨時委員】 よろしくお願いたします。

【赤井専門官】 水島臨時委員でございます。

【水島臨時委員】 水島です。よろしくお願いたします。

【赤井専門官】 その他の委員におかれましては昨年から交代はありませんので、お手元にお配りしております座席表にかえさせていただきます。

また、本日、上窪臨時委員におかれましては、所用のため欠席という旨のご連絡をいただいております。

続いて、事務局と政策評価官室の紹介をさせていただきます。

まず、航空局運航安全課長の島村でございます。

【島村運航安全課長】 島村でございます。よろしくお願いたします。

【赤井専門官】 運航安全課課長補佐の木内でございます。

【木内課長補佐】 木内でございます。よろしくお願いたします。

【赤井専門官】 政策評価官室の野田政策評価官でございます。

【野田政策評価官】 野田でございます。よろしくお願いたします。

【赤井専門官】 事務局を代表しまして、島村運航安全課長からご挨拶を申し上げます。

【島村運航安全課長】 航空局の運航安全課長をしております島村でございます。第22回の教育機関分科会の開催に当たりまして、事務局を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

す。

まず、本日委員の皆様方には、大変に蒸し暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から航空教育、海事教育にご理解をいただきまして、この席をおかりいたしまして御礼申し上げます。

ご承知のとおり、教育機関3独法は、平成23年度より第3期中期目標期間がスタートし、本日も審議をいただき平成24年度の業務実績は2年目の業務実績となります。その間、教育機関の目的であります次世代の人材育成の重要性について何ら変わるものではないですが、各機関、引き続き、教育訓練の質の向上はもとより、受益者負担を含む自己収入の拡大などの問題について重点的に取り組んでいるところでございます。

また、行政改革という観点では、今後、独法制度組織全体の見直しの検討が本格化していくと聞いております。各教育機関の運営につきましても、さらなる効率化が求められていくものと考えております。

皆様方には引き続き、今後の独法運営につきまして適切なご助言をいただきますようお願い申し上げます。本日は3独法の業務実績の審議をお願いするという事で長時間にわたる分科会となりますが、何とぞよろしく願いいたします。

【赤井専門官】 議事に入る前に、定足数の確認をさせていただきます。

本分科会の委員の定数は11名になっており、本日、10名の委員、臨時委員にご出席をいただいています。過半数を超えておりますので、議事を運営していくための定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本日の議事については、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に従いまして、原則公開でございます。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして、事業年度業務実績の評価に係るものについては非公開とさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第です。続いて、委員・臨時委員の名簿、そして、本日の分科会の進行表、それから、座席表が航空大学校と海技教育機構と航海訓練所の3つ、それと、資料一覧となっております。

資料1-1については、3つの資料で構成されており、財務諸表、決算報告書、そして、貸借対照表です。

資料2-1として、平成24事業年度業務実績報告書。

資料3-1として、業務実績報告書の添付資料。

資料４－１として、業務実績報告書を中期目標、中期計画、年度計画をまとめた資料。

資料５－１として、政独委の「評価に関する視点」と「具体的取組について」の対応に関する資料。

資料６－１として、航空大学校実績評価調書の分科会長試案。

資料７－１として、別紙の分科会長試案。

資料８－１として、役員退職金に係る業績勘案率の決定について。以上でございます。

最初に航空大学校の審議をしていただきますので、航空大学校に関する資料を準備しております。各独法の審議を行う前にそれぞれの資料を配付させていただきます。そして、資料の枝番号についてですが、１を航空大学校、２を海技教育機構、３を航海訓練所とさせていただきます。

また、緑のファイルを席上に参考として置かせていただいています。委員会・分科会の委員名簿、関係法令集、評価委員会や分科会の議事要旨、昨年度の国交省所管の全法人の評価の分布、本日も審議いただく各法人の分科会長試案における評価の分布状況一覧表をお配りしておりますので、随時ご参照ください。この緑のファイルについては、席置きとして、分科会終了後には回収させていただきます。

資料については、参考資料を除いて、公表の扱いとさせていただきます。

それでは、議事に入りますが、航空大学校の理事長の紹介をさせていただきます。

航空大学校理事長の紀でございます。

【紀理事長】 紀でございます。４月１日より理事長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

【赤井専門官】 そのほかの方々につきましては、座席表をもってかえさせていただきます。

それでは、これからの進行を宮下分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮下分科会長】 宮下でございます。本日は時間が限られておりますので、審議の進め方につきましてご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

先ほどご案内ございましたように、本日の分科会では、航空大学校、海技教育機構、航海訓練所の法人ごとに審議を進めてまいります。次のような議題がございます。１つは、平成２４年度財務諸表の国土交通大臣の承認に当たっての意見具申を行うことでございます。２つ目は、平成２４年度の業務実績の評価を行うことでございます。３つ目は、役員

退職金に係る業績勘案率（案）の決定を行うこととさせていただきます。ただし、航海訓練所につきましては、3つ目の議題でございます役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定はございません。

各法人の審議はそれぞれ60分を目安として、従来どおり、財務諸表、業務実績報告について各法人からそれぞれ説明いただき、皆様のご意見を伺いながら審議を進めていきたいと思っております。

それでは、財務諸表について、法人から説明をお願いいたします。

【小野会計課長】 会計課長の小野と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、説明させていただきます。

お手元にあります資料1-1 第12期財務諸表に沿って説明させていただきます。

24年度の特徴といたしましては、震災からの訓練回復を図るために、仙台分校の訓練加速化を行い、それに伴う航空機運航費等の支出が増加しました。

資料1-1 財務諸表の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書で説明させていただきます。

下のページ、1ページ目の貸借対照表、資産の部のI流動資産の現金及び預金4億4,100万ですが、このうちの多くは4月に支払う平成24年度の工事、航空機整備費等の経費の未払金であります。また、未収金1億1,000万円については、4月以降に受領予定の航空会社からの受益者負担金が主なものです。これらを含めまして、流動資産合計は5億7,400万円となっております。

次に、IIの固定資産ですが、有形固定資産のうち、航空機9億3,000万については、航空機リース契約によるリース資産であります。航空機部品1億5,600万円については、エンジン等の機能部品の購入によるものです。車両運搬具は航空機を牽引しますトーイングトラクタの購入によるものです。これらを含めまして、有形固定資産合計は54億6,700万円となっております。また、2の無形固定資産につきましては、ソフトウェア、電話加入権でございます。投資その他の資産につきましては、公用車、自動車のリース料の預託金でございます。固定資産合計といたしましては、54億7,100万円、資産合計といたしましては60億4,500万円となっております。

次に、2ページ目の負債の部でございます。Iの流動負債の運営費交付金債務ですが、冒頭で申し上げたとおり、訓練回復のための支出増に伴う運営費交付金の収益化が図られ、現在の債務額は1億500万円となっております。未払金は、工事等の完了払いや3月の

実績分給与の支払いを含め4億4,100万でございます。

1年以内返済予定のリース債務については、航空機、飛行訓練装置FTD、それと、語学実習装置の短期リース債務で9,400万円でございます。これに前受金、預り金、交付金で購入しました航空機部品、それから、譲与の航空機部品の現在価値であります流動資産見返負債を含め、流動負債合計は6億6,700万円となっております。

次に、Ⅱの固定負債でございますが、リース債務は25年度以降の航空機等の長期リースの財務残高で10億3,800万円でございます。これに固定資産見返運営費交付金、固定資産見返寄附金などを加えて、固定負債合計は12億7,800万円、負債合計は19億4,500万円となっております。

続きまして、純資産の部でございますが、Ⅰの資本金につきましては、独立行政法人移行時に国から現物出資していただきました49億3,440万円から本校敷地の宮崎市への市道用地売却による1,900万円の資本金減により、現在49億1,500万円となっております。Ⅱの資本剰余金につきましては、施設整備費補助金での工事等で取得した資産でございます。これに現物出資資産等の減価償却費相当額である損益外減価償却累計額、出資資産の減損額である損益外減損損失額とを合計し、資本剰余金合計としましてはマイナス7億6,700万円となっております。また、Ⅲの繰越欠損金につきましては、ファイナンス・リースの減価償却と債務の差額を当期末処理損失としてマイナス4,800万円計上しております。

純資産合計は41億円でございます。以上により、負債純資産合計は60億4,500万円となっております。

続きまして、4ページ目に移りまして、損益計算書についてご説明いたします。経常費用のうち、業務費は主に教育関連経費でございまして、航空機保守費、航空機燃料費の運航経費を含め21億6,000万円となっております。次に、一般管理費ですが、主に教育支援業務に係る経費でございまして、施設の修繕費や保険料、光熱水料等により6億1,000万円となっております。

続きまして、5ページに移りまして、財務費用は、これは航空機等のファイナンス・リースの支払利息で8,500万円でございます。

以上、経常費用合計は28億6,000万円となっております。

次に、経常収益でございますが、運営費交付金収益、施設費収益、業務収益、それと、エアラインからの受益者負担金となる寄附金収益、それに、運営費交付金にて購入した資

産の減価償却費等に対応した資産見返負債戻入等を加え、29億3,900万円となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は7,800万円でございます。

続きまして、6ページ目の臨時損失につきましては、固定資産除却損、それから、航空機部品の売却、航空機部品の売却時における評価損により、合計1億2,400万円でございます。また、臨時利益につきましては、航空機の売却による売却益2,400万円でございます。以上の結果、当期純損失、当期総損失は2,136万円となっております。

続きまして、7ページ目、キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

Iの業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、1,600万円でございます。次に、IIの投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、有形固定資産の取得、売却等により、マイナス2億7,100万円でございます。IIIの財務活動によるキャッシュ・フローについては、ファイナンス・リース債務返済及び宮崎市へ売却した土地の国庫納付により、マイナス1億1,900万円でございます。

以上の結果、平成24年度中の資金増加額は、IからIIIの合計マイナス3億7,400万円となり、期首残高の8億1,600万円を加えますと、資金期末残高といたしましては4億4,100万となっております。この金額は、貸借対照表の流動資産、現金及び預金と一致しております。

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の財務3表の説明は以上です。どうもありがとうございました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいま財務諸表の説明をしていただきましたけれども、用語等あるいは事実等についてのご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

関先生、いかがですか。

【関臨時委員】 確認なんですけれども、22年度から24年度までの3年の比較の中で、流動資産の現金とたな卸と未収金の変動が大きいんですけども、これはなぜでしょうか。

【小野会計課長】 たな卸資産でございますか。

【関臨時委員】 そうです。23年度から24年度まで結構大きいような気がするんですが。

【小野会計課長】 2,800万から1,900万になっているところですか。

【関臨時委員】 はい。

【小野会計課長】 これは、23年度に無償譲与分の航空機の部品がございました。それを売却したことによって金額が少なくなっております。

【宮下分科会長】 航空機の売却？

【小野会計課長】 航空機部品でございます。

【宮下分科会長】 部品の売却ですね。

【小野会計課長】 はい。たな卸資産でございます。

【宮下分科会長】 ということですが、先生よろしゅうございますか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、財務諸表につきましては、意見なしということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 はい、どうも。

では、次の議題に移ります。平成24年度業務実績でございます。ただし、別紙につきましては、事前に送付いただいておりますので、時間が限られている関係上、説明は結構でございます。それでは、説明お願いいたします。

【紀理事長】 資料3-1で、附箋のついているところでございます。それと、五段表、資料4-1をお願いいたします。資料4-1に基づきまして、随時、添付資料をご案内いたします。

それでは、今、委員長からありましたけれども、説明としては航空大学校として自己評価をSとさせていただいた部分、それから、ポイントとなる部分について説明させていただきます。

まず、五段表の2ページでございます。資料4-1の2ページからご覧ください。教育・訓練業務の効率化という部分でございます。平成23年度から開始した新しいシラバスによる学科教育を継続しているところでございますが、新シラバスの教育を受けた学生の期末試験の平均点が旧シラバス学生よりも高い傾向にありました。これは、付箋のついている資料1-2をご覧ください。資料1-2をご覧くださいと、新シラバスに受けたのが左側に書いています87.3、旧シラバスについては82.7と、約5点の向上が見られたということでございます。

それから、口といたしまして、多発・計器課程において、昨年4月より実機の操縦時間を65時間、FTDによる操縦時間を30時間とする新シラバスを適用しております。こ

これは次のページの資料1-3でございます。実機を5時間減らした分、FTDを5時間増やしたということでございます。この結果、もちろん運航経費が削減されることとなりまして、天候に関係なく訓練が実施できる効率化が図られたと考えております。

これに加えます、昨年より宮崎課程、帯広課程においてもFTDを有効活用することを考えまして、導入を図り平成25年度から実質的には立ち上がることとなります。今年の5月に国の認定を取得いたしまして、プランとしては、帯広課程をマイナス5時間、宮崎課程もマイナス5時間ということで、その計画を昨年度中につくりまして、今年度から実施ということになっております。

これにより、3校全体で1,080時間の実機訓練を削減することにより、運航経費の削減、それから、天候に左右されない訓練の実現、より詳細な訓練、細かな訓練もできるということです。これらの取り組みによりまして、訓練全体の現地時間の6.7%を削減することが可能となりました。したがって、航空大学校としてはこの部分をSという評価にさせていただきます。

それから、五段表の4ページをお開きください。添付資料は2-1です。教育の質の向上ということです。エアラインパイロットに求められる知識・技能を把握するために、昨年度までありました航空大学校のあり方を考える検討会、それから、エアラインとの航空大学校運営協力会議を通じて意見交換・情報交換を実施するとともに、実際の訓練状況の航空会社による視察等を3回ほど受け入れております。航空会社の個別の意見交換につきましては、延べ15社と40回ほど行いました。

この2-1でございますけれども、これらの意見を踏まえまして、資料2-1の(2/2)というところでございますけれども、複数パイロットの大型機を操縦するエアラインに入社した際の訓練を円滑に進めるための教育を実施してほしいということがエアライン各社からございまして、これのためにCRMという訓練を新たに導入いたしました。今年度からは、CRM訓練の内容充実及び課程の分割実施、それから、MCCという訓練についても検討を行いました。CRM訓練につきましては40時間を実施、それから、MCCについては34時間を予定して進めることになっております。

このCRM、MCCにつきましては、次のページ、資料2-2の(1/2)というところをご覧ください。CRM訓練というのは、Crew Resource Managementということでございまして、乗務員が協力して他のパイロット、客室乗務員等の人的資源やハードウェアを最大限に活用するような能力を付加する訓練ということでございます。

それから、MCCという訓練、Multi Crew Cooperationというのは、資料2-2の(2/2)をご覧ください。これは2人乗りの操縦機において、操縦を担当するパイロット、モニターをするパイロットというのは、操縦者とモニターパイロットの役割でございますが、そういう役割分担をスムーズに行ったり、あるいは他の機関の管制との交信、機器の監視をエリアを分けたりして監視する、それぞれの担当をコックピットの中でうまく決めていって、それで有効に働かせるというようなことを主眼とした訓練がMCCの訓練でございます。これを導入することによりまして、航空大学校においては、エアラインのニーズに合った訓練を新たに導入するということです。

それから、教育の質の向上とか標準化を進めてほしいというエアラインの要望もございます。これにつきましては、訓練飛行の状況把握と訓練の標準化については、学生等に現在も飛行ごとにアンケートを提出させ、その結果に基づいて、それを教官の会議に反映させ、標準化あるいは教育のやり方の向上等に努めるとともに、学生に対してもそれをフィードバックするというところでやっております。それから、ある程度フライトの実績を積みまますと、教官をローテーションさせたりして1人の教官の考え方で固まらないようにしています。

これまで申し述べましたように、エアラインのニーズに合った訓練として新たにCRM訓練を導入し、なおかつ、MCCのプランもでき上がっておりますし、標準化、教育の質に寄与したと考えまして、ここもS評価とさせていただきました。

続きまして、五段表の4ページ、資料は2-4ということになります。追加教育の部分でございます。追加教育ということを前年度申し上げまして、追加教育のやり方を昨年度より若干変更いたしました。資料2-4を見ていただきますと、下のほうにあります、旧時間から新時間に、1人当たりの時間で増やしております。追加教育のやり方や追加をする場合の確認の仕方の見極めをしっかり行う、主席や次席等担当教官等を加えるということを行った結果、1人当たりの時間配分を増加させましたが、トータルの時間は非常に減少しております。資料として準備はしていませんが、平成24年度の実績が149時間であり、平成20年度の411時間に比べて、現在は64%減少させることができ、運航経費の削減にもつながっているところでございます。

それから、資料2-4の(2/2)をご覧ください。技能審査というのは、帯広課程あるいは宮崎課程、仙台でも実施されております。この際、1回目で不合格になって、2回目で最終的に合格すればよいという形になっておりますけれども、1回目の不合格者を大

きく減らすことができたというのがこの資料でございます。当初から、当初の試験においてかなり合格者が、2度受けなくても済むというような有効な教育がなされているであろうというふうに我々としては理解して、ここもS評価ということでさせていただきます。

続きまして、五段表の6ページをお願いいたします。ここは、訓練の加速化。ご承知のように、大震災により、平成23年度中に入学することができなかった学生が36名います。平成24年度には36名を入学させ、年間養成数を合わせて72名とすることができました。

また、仙台分校における訓練の遅延の正常化に向けた取り組みをご説明いたします。資料2-9をお開きください。訓練機材等の調達に時間がかかりまして、なかなか訓練の正常化ができない状況であります。これに向けて、平成24年度は、機材が少ない中でも、これまで午前と午後の2パターンであったフライトを、朝は8時から、準備も入れれば7時ぐらいからになるんですけれども、これを夕方5時半まで、6時過ぎまでになりますけれども、この3パターンのフライトを実施して、今、加速化を図っているところでございます。さらには、これでは間に合わないということなので、土曜日も、定期的ではございませんけれども、不定期的に訓練を実施しております。

これによりまして、訓練時間が平成22年度4,960時間であったものを、24年度につきましては5,933時間と、1期当たりの訓練時間を50%増加させ、教官1人当たりは45%増加させました。これは教官については負担が大きくなりますが、加速化ということで頑張っております。この結果、来年度平成26年度には正常化を図りたいと考えております。平成25年度の学生についても、この加速化による訓練が進んでいるということで、72名を募集することができたという結果でございます。

それから、細かい話になりますけれども、学生募集等はインターネット等の媒体活用をしっかりと進めております。それから、募集開始がおくれるようなことのないように、募集要項等も、遅まきながらでありますけれども、ホームページからダウンロードできるというようなところまで進めております。

続きまして、五段表6ページの航空安全の部分でございます。添付資料は2-11ということになります。ご承知のように、帯広分校での大きな事故の発生、それより1年前、2年前に事故が発生しております。これらを重く捉えまして、徹底的な検証と対策の策定を通じたさらなる改善の努力を望むというご意見もございまして、航空事故調査官経験者を安全統括官の補佐という位置の職務に起用、それから、安全体制を総合的に見直し、抜

本的な安全対策を進めております。

機体の点検、健康状態等の確認等もしっかり実施していくべきというご意見もありましたことから、点検も引き続き着実に実施するとともに、毎日、毎フライト前に健康状態の自己申告、これについても細かな部分まで行うという強化をしております。

それから、単に決まり事の確認といった型どおりの見直しや実効性のない改善ではなく、傾向や兆候を踏まえた背景を見直して、継続的・持続的改善策が望まれるというご意見もございましたことから、学生のアンケート、それから、それを教官にフィードバックする、もちろん教官での議論、それから、いわゆるアサーションのできる環境づくり、こういうことを学生、教官ともに指導する、それで安全性を向上させるというふうにしております。

それから、安全管理規程を再確認しまして、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化、リスク評価方法の見直し、安全管理制度を適切に運用できるようにというふうな部分を強化しております。さらに、ヒヤリハット・レポートにつきまして、この報告を受ける専門のグループを設置しております。この設置によって、より分析が組織的にできるようになりまして、それから、情報共有を一斉に行うというようなことができるようになって、これが24年度から運用しております。

もう1つ、FTD等による事故の対処訓練を実施することを考えるべきという意見に関しましては、これも可能な限り再現しまして、実地訓練において再発防止策を徹底しております。

それから、対地衝突防止装置等の機器搭載につきましてご意見がありましたが、これは簡易的な機能を有する対地接近警報装置及び航空機衝突防止装置について、現在、効果の検証を行っているところでございます。これといった良いものがなかなかないというのが現状ではございます。

それから、GPS受信機及びビデオカメラを各航空機に。ビデオカメラについてはその都度持っていきますけれども、GPS受信機を使いまして、飛行経路を後から解析できるというふうなことは実施しております。これは国土交通省の確認を受けまして、実施しております。なお、仙台課程におきますG58につきましては、これは簡易的ではありますが、対地接近警報装置、衝突防止装置の機能を既に有しております。これについては、引き続き、局とも相談しながら、どういうものが一番有効なのかということを引き続き対応していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの理事長よりの説明につきまして、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高田委員、いかがですか。

【高田臨時委員】 質問させていただきます。この対照表の4ページの教育の質の向上に関する年度計画の中で、エアラインニーズに合った訓練というのがやられていますよと。CRMとかMCCとか、そういうのを取り入れたと。これはこれで、エアラインの方と話し合っているいろいろな意見を聞かれて、そういうものを取り入れていったということだと思いますが、それはそれで非常にそれなりにいいことだと思いますけれども、もともと航空大学校というのは、エアラインのパイロットをつくるための教育機関ですから、常にそういうことをやっておかないといけないと思います。

つまり、例えば平成24年度はやりましたというのではなく、毎回、毎年毎年ね。航空大学校はそういう使命を有していると思います。エアラインのパイロットを養成するために航空大学校があって、それからエアラインに就職していくわけだから。だから、エアラインのニーズが何かというのは常に聞いてなければ、まあ、聞いておられると思うんですけども、それを実際に航空大学校の教育の中に反映させることがある意味での航空大学校の使命だと思います。今年度の説明の中では、それ、やりましたよと。やるのが当たり前じゃないかと思っているところがありまして、それを、S評価というのは何だろうなとちょっと思っていました。

そういう意味では、航空大学校の、例えばいわゆる追加訓練の話もそうですけれども、途中で大学校をやめるという人が2年間ゼロだと。これは追加訓練のやり方が非常によかったとかいう話になっていますね。だけど、もともと航空大学校に入るのに難しいのは、例えば身体検査と適性検査だと僕は思うんですよね。学科試験も難しいかもしれませんが、もっと大変なのがやはり適性検査と身体検査。要するに、その身体検査と適性検査に受かった人が航空大学校の学生ですよね。

そういう人は、もともと適性があるわけだから、それがゼロだって当たり前じゃないかと僕は思うわけですね。それをゼロだから非常によかったというのは、何だかちょっと。もともと航空大学校というのは適性がある人を入学させ、それで途中でやめさせるというのは変だなと前から思っています。そういう意味では、こういう追加訓練のやり方というのは長年行ってきて、今の航空大学校の学生の質のレベルに合わせた追加訓練していると

思いますが、これはある意味では当たり前じゃないかと思うわけですね。

エアラインでも自社養成を行っています。これも訓練生のときに途中でエリミネートされてやめる人がいます。ただ、エアラインの場合は、例えば総合職に移ることができます。ところが、航空大学校の場合、それで退学してしまったら何にもならないんですよ。つまり、航空会社に入れないわけですね、ライセンスを持っていないわけだから。そういう意味では、エアラインの場合のエリミネートと違うんだらうと僕は思うんです。航空大学校はそれだけ求められているというのはやっぱり学生を大事にとというか、できる者を引っ張っていかなければいけない。

そういうところから見ると、エリミネートされたのが2年間ゼロだというのでS評価というのは、それは頑張っておられることはよくわかるんだけど、もともとは適性ある人間を採用しているわけだから、だから、そこで当たり前じゃないかと、言い方が悪いですが、そういうような感じもしないではないですね。だから、そういう意味では、頑張っておられることはわかるんだけど、もともとそうじゃないかという思いがあるものですから、ちょっと疑問で。

【宮下分科会長】 当たり前じゃないかと思われるところを当たり前じゃないというふうに思わせるようなアピールを考えていただければと思うんですけどね。

どうぞ、理事長。

【紀理事長】 高田委員のおっしゃることごもっともだと思いますが、最近、パイロットの人気というのもそれこそ一昔とは随分変わってきています。やはり我々、募集しても、受験に応募してこられる学生が少なくなりました。やはりたくさんいれば、例えば10倍20倍といれば、いい適性の人間あるいは能力のある人間も選べますが、最近はそのような意味では随分減ってきましたので、そこを我々はやっていますよということです。だから、資質が昔に比べれば、それだけの人間を選んでいるのかどうかというのが我々もちょっと感じてはおるところです。パイが減れば当然全体としての資質が落ちてきますので、それを何とか落伍させないようにというところで頑張っている次第でございます。

【宮下分科会長】 そうですね。努力は評価されていると思いますけれども。

【高田臨時委員】 いいですか。

【宮下分科会長】 どうぞ。

【高田臨時委員】 例えば適性検査を実施しますが、例えばその検査がだめな方は何人ぐらい、パーセンテージでいくとどのぐらいあるんですか。

【紀理事長】 例え昨年の場合ですと、72人の募集に対して、従前は600、700ぐらい募集が来ていましたが、450ぐらいの募集しか来ておりません。そうすると、大体7倍ぐらいです。それで、1次の合格ラインをその3分の2の300名ぐらいに、昨年の実績ですと280名が身体検査に移れます。そうすると、歩どまりが大体5割行かない。身体検査で落ちてしまう。

【高木審議役】 資料ですと、2-10のところですけども、状況をつけてございます。

【紀理事長】 2-10ページでございますね。そういうことになりますと、そこから、身体検査で受かった者について適性検査を行うということになると、多くは排除できないということになります。なので、そこら辺が今は大変かなと。

【高田臨時委員】 適性検査というのは3次試験ですか。

【紀理事長】 はい。3次試験に最終的な適性検査と面接を行っています。

【高田臨時委員】 面接ね。そうすると、適性検査は、これは受験者数が、例えば平成24年は46名で、合格は36ということは、10人がフェールしたということですか。

【紀理事長】 そうでございます。面接と適性検査を実施した結果、78%が合格しています。

【高田臨時委員】 面接と両方だね。平成25年度は112名で72って、面接と適性検査で40人はだめだったということですね。

【紀理事長】 はい。だから、倍までは。随分昔は倍ぐらいの人間で最後にやったことがありましたが、今年度もやはりそういう傾向にあると思いますので、何とかいろいろな工夫をしながらやらせていただいているということでございます。

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。

【高田臨時委員】 だから、適性検査でかなり厳しくやられていると思うんですね、ここはこれでね。だから、そういう人を大事にしていかなければいけないなと思います。

【宮下分科会長】 では、よろしくお願いたします。

【紀理事長】 はい。

【宮下分科会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、業務実績に対する評価をしていただきました。次の議題でございます、役員退職金に係る業績勘案率の決定とあわせまして、業務実績に対する評価を行いたいと思っておりますので、引き続き、平成24年度に退職された理事長並び監事の方の業務勘案率

に関する説明をお願いいたします。

【紀理事長】 それでは、資料8-1をお願いいたします。

まず1人目は、理事長でございました殿谷正行。在任期間が平成19年4月1日から平成25年3月31日、6年間でございます。この者に対します勘案率を0.9とさせていただいております。理由といたしましては、在任期間における年度業務実績評価自体は順調ではありましたが、平成21年10月の鹿児島空港の滑走路かく座事故、それから、宮崎空港が平成22年に脚のかく座事故ということ、それから、何よりも平成23年7月に帯広での事故により3名の方が亡くなられて、1名が重傷を負ったということ。原因調査や再発防止策はいろいろ実施していますが、これらの事故のことを考え、我々としては業績勘案率を0.9とさせていただいたものであります。それから、次の個人業績、その他につきましては、該当なしということでございます。

それから、監事の齊藤敏己でございますけれども、在任期間が21年4月1日から25年3月31日の4年間でございます。ここも0.9と提案させていただきます。この理由は、先ほど申し上げましたとおりの全く同じ理由で、事故を踏まえた勘案でございます。業務としては一生懸命やっていたと思います。同じ理由によりまして0.9と提案させていただきます。そのほかに係る部分はありません。以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、評価等の審議に以後入りますので、法人関係者並びに傍聴の方はご退室をいただきたいと思っております。

【紀理事長】 どうもありがとうございました。

【宮下分科会長】 また何かございましたら、途中でお聞きするかもわかりませんが、とりあえずご退室をお願いします。

(法人関係者・傍聴者退室)

【分科会長】 それでは、初めに事務局より、評価方法及び関係資料につきまして、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 評価方法については、業務実績評価に関する基本方針に基づきまして、項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について段階評定を行うことになっております。従って、SS、S、A、B、Cという5段階を基本として評定を行うということになっております。

また、お手元にお配りしております分科会長の試案、資料6-1と7-1の2つの資料

ですけれども、事前に宮下分科会長にご相談をさせていただいております。事前評価については、3分の2以上の方、つまりは8名以上の方が同じ評定を行っているという場合にはその評定を記入しております。それ以外については評定を空欄のままにしております。この各項目においては、ご意見をそのまま記入させていただいております。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

初めに、評定の決め方について確認いたしたいと思います。基本的には多数決で評定するものとしたしまして、試案として記載しております項目の評定につきましては、強い異論がなければ、皆様のご了解をいただいたものとして決定させていただきたいと考えております。ただし、空欄の項目につきましては、ご意見をいただきながら、多数決で評定を決定したいと考えております。このようなやり方で参りたいと思います。ご了解お願いいたしたいと思います。

なお、別紙の取り扱いについて、その内容は中期計画の達成に関わるものとそうでないものがございます。したがって、業務実績の評価とは切り離して取り扱うこととしたしたいと思います。その旨もご了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、平成24年事業年度業務実績の評価に入りますが、審議時間の都合上、まず試案において既に評価を記入している項目について、いわゆる3分の2以上のご意見が一致しているものについて見ていただきまして、そこで異論がございましたら、評定を空欄でお示ししていただいている項目について、各項目ごとに主なご意見を事務局に説明いただき、評定を決定していきたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 説明の前に1つご報告があります。この分科会の開催に先立ち、当分科会のホームページ上で7月4日から18日までの間に、実績報告、業務進捗状況を掲載し、一般の方から意見を募集しております。結果としては、3法人とも特に意見は寄せられませんでしたので、その旨報告させていただきます。

それでは、資料6-1、24年事業年度業務実績評価調書の分科会長試案に沿って説明させていただきます。緑色のファイルに挟んでいる分布の一覧表なども適宜参照していただければと思います。

2ページ目については、全ての委員の方からAという評定をいただいております。

3ページ目の上の項目についても、同様にAとしております。

3 ページ目下段については、S の評定が 8 名、A の評定が 3 名でした。3 分の 2 以上の評定をいただきましたので、S としております。

4 ページ目の 2 項目については、どちらも全ての委員の方に A という評定をいただいております。

5 ページ目も同様に、2 項目については A としております。

6 ページ目の上段についても全ての委員の方から A という評定をいただいております。

6 ページ目下段については、教育の質の向上に関する部分ですが、S の評定が 5 名、A の評定が 6 名ということで、3 分の 2 の 8 名以上に達していませんので、ご審議いただきます。

7 ページも同様に、追加教育の項目ですが、S の評定が 5 名、A の評定が 6 名ということで、こちらも同様にご審議をいただきます。

8 ページについては A としております。

9 ページの上段については、S の評定が 8 名、A の評定が 3 名ということで、3 分の 2 の 8 名以上の方に S という評定をいただきましたので、S としております。

9 ページの下段および 10 ページ以降は全ての委員から A という評定をいただいております。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、空欄となっております 6 ページの下段の項目について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

このところは、航空会社との積極的な意見交換ということで、それは当然ではないかというご趣旨のご意見が先ほど出ております。S が 5、A が 6 ということでございます。既にかなり専門的にご意見をいただいておりますので、このところは多数決といえますか、わずか 1 票の差でございますけれども、A という評定にさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、A とさせていただきます。

では、続きまして、7 ページの項目につきまして、つまり、追加教育の実施方法等の検証につきましてご意見をいただきたいと思っておりますが、これにつきましてもやはり若干の鋭いご意見が出ております。それにつけ加えるご意見がございますでしょうか。もしなけれ

ば、ここにつきましても、同じ方針に従いまして、多数決で、わずか1票の差でございますけれども、Aと評価させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、3分の2以上の意見が一致しているところも含めまして、全ての項目について評定いただいたところでございます。別紙も含めまして、この全項目について、特にご意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

では、ご意見がないようですので、これにて各項目の評定を確定とさせていただきます、総合的な評定に移ります。

まず、実施状況全体に係る業務運営評価を行いたいと思っております。評価調書の最終ページをごらんいただきたいと思っておりますが、その総合的な評定の業務運営評価(実施状況全体)の評定の分布状況について確認いたしたいと思っております。

事務局から評定の分布状況について説明をお願いいたします。

【事務局】 評定の分布状況についてご説明させていただきます。項目数の合計は23項目です。このうち、SSはゼロ項目、Sが2項目、Aが21項目、BとCそれぞれゼロ項目となっております。

【分科会長】 ありがとうございます。

以上の評定の分布状況を踏まえまして、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することが求められております。評価の要点、業務実績の全体像が明確になるように総合的に評定を行うということでございます。

この趣旨によりまして、皆様からいただきました事前のご意見を事務局のほうで取りまとめさせていただいております。これを読み上げていただきますので、その点の評価を以降、進めたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 では、評価を読み上げさせていただきます。事前にご意見をいただいておりますので、それについて、法人の業務の実績については22ページに赤色の枠で囲っております。意見としては4つほど挙げております。

1つ目、東日本大震災による仙台分校の被害に伴う訓練のおくれについて、訓練の正常化に向けて相当な努力が行われており、震災復旧のすぐれた取り組みとして評価できる。

2つ目、新シラバスの導入による学生の成績向上やF T Dの活用による訓練業務の効率化は高く評価できる。

3つ目、C R M教育の導入や新追加教育時間制度により教育の質的向上が図られており評価できる。

4つ目、今後ともエアラインと密接に連携して諸施策を実施し、さらに目的を達成していただきたい。

これらを踏まえまして、航空大学校が中期計画の目標の達成に向けて着実に事業を実施していると評価できる。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これが原案でございます。赤枠で囲みましたがお示しする原案でございます。ほかに黒い字で書いてございますけれども、それは一応、赤枠のほうにまとめさせていただいております。

今読み上げていただいたとおりでございますけれども、このような評価でよいかどうか、何か抜けているものがあるかどうか、短時間でございますけれども、ちょっと目を通していただきまして、ご意見いただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 はい、ありがとうございます。ご意見がないようですので、これを総合評価とさせていただきます。ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、総合評価について、これらの評価を付すことにいたします。

最後に、総合評定はAということにいたしまして、評定理由には、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められるという趣旨の理由を付すことにいたします。

何か文章の修正等が出てまいりました場合には、私並びに事務局に一任をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

なお、別紙につきましても、皆様の評定が全く同じでございました。表現等工夫する余地が若干あるかもしれませんが、その点についても、やはり私並びに事務局にお任せをいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、航空大学校の平成24事業年度業務実績評価を終えることといたしまして、平成24年度に退職した理事長及び監事に関する役員退職金に係る業務実績勘案率(案)

の決定について、先ほど0.9と、法人のほうは0.9、個人は0.0という、そういう案が示されたとおりでございます。理事長と監事についてでございます。それにつきまして、委員の皆様からのご意見をお伺いいたしたいと思っております。何かご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。先ほどの原案どおりでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、業績勘案率は原案どおり0.9と決定いたします。

それでは、航空大学校に対し評価結果を連絡いたしますので、法人関係者並びに傍聴の方の入室をお願いいたします。

(法人関係者・傍聴者入室)

【宮下分科会長】 どうもお待たせをいたしました。審議が終了いたしましたので、審議結果をお伝えいたしたいと思っております。

平成24事業年度業務実績評価につきまして、実施状況全体に係る業務運営評価の評定分布状況は、項目数合計23項目のうち、間違っておりましたら、訂正してください。Sは2項目、Aが21項目ということでございました。よろしゅうございますね。

当分科会といたしましては、総合評定についてはAと決定いたしました。

また、平成24年度に退職されました理事長及び監事に関する業務勘案率は、原案どおり0.9といたしました。

以上で、航空大学校の議事を終了いたしました。どうもお疲れさまでございました。

【紀理事長】 どうもありがとうございました。

【宮下分科会長】 ありがとうございました。

では、一旦、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【赤井専門官】 ご審議ありがとうございました。これで航空大学校に関する実績評価を終了させていただきます。

続いて海技教育機構の議事に入りますが、その前に約10分の休憩を挟みまして、14時50分から開始させていただきます。

【宮下分科会長】 では、次の会議は14時50分からということですので。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

【紀理事長】 どうもありがとうございました。

(休 憩)

【村松海技企画官】 それでは、50分より少し早目ではございますが、皆様ご着席されておりますので、次の議事に入らせていただきます。

次の議事に入る前に、事務局が交代しておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、座席表に、海技課長の吉永、それから、船員教育室の課長補佐、鈴木とごさいますけれども、本日、急務のため欠席させていただきます。ご了承ください。

それでは、船員教育室長の大立でございます。

【大立船員教育室長】 大立でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【村松海技企画官】 同じく、船員教育室の鶴田でございます。

【鶴田専門官】 鶴田でございます。よろしくお願いたします。

【村松海技企画官】 それから、私、議事進行をさせていただきます、村松と申します。よろしくお願いたします。

法人側ですけれども、海技教育機構からは、理事長はじめ、その関係の方々に出席していただいております。

加藤理事長を紹介させていただきます。

【加藤理事長】 加藤でございます。よろしくお願いたします。

【村松海技企画官】 海技教育機構のそのほかの方々につきましては、発言時に職名、お名前を述べていただきたいと思います。そのほか、座席表をもって紹介とかえさせていただきます。

それでは次に、会議資料の確認をさせていただきます。この休憩の間にお手元に、航空大学校と同じ資料1から8までというところで用意をさせていただきます。枝番が2番ということになります。資料の種類といたしましては同じでございますので、1-2から8-2までというところで資料を用意させていただきます。過不足よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、宮下分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【宮下分科会長】 航空大学校と同様、審議のほうご協力をよろしくお願したいと思えます。

では、財務諸表につきまして、法人のほうからご説明お願いたします。どうぞよろし

くお願いします。

【加藤理事長】 はい、よろしく申し上げます。それでは、平成24事業年度の財務関係について、資料1-2により説明させていただきます。

まず、財務諸表の貸借対照表、第1ページ目でございますけれども、資産合計は111億500万円でございます。前年度と比較して、不要財産として国庫納付したことによる現預金の減少と減価償却累計額の増加によりまして、6億2,200万円減少しております。

それから、次の中段の負債の部でございますが、負債合計は19億2,500万円と、昨年度より3億6,200万円ほど増加しております。

続きまして、下段の純資産の部のうち、資本金は、昨年度同様140億9,500万円でございます。資本剰余金に関しましては、損益外減価償却累計額と損益外減損損失累計額を合計すると49億2,100万円となりまして、現物出資された資産の目減りが著しいことをあらわしております。次に、利益剰余金の項でございますけれども、合計770万円となっております。これは前中期より繰り越しました前中期目標期間繰越積立金190万と前期の積立金400万円、当期未処分利益170万円の合計であります。したがって、純資産合計は91億8,000万円、負債合計と純資産合計を合わせた負債純資産合計の額は111億500万円となりまして、資産合計の額と一致いたしております。

次に、2ページ目の損益計算書のほうに移らせていただきます。経常費用は、学校業務により生じた業務費18億7,900万円、それ以外の一般管理費として6億200万円、その他受託費用等を含め、総額25億1,800万円であります。当期は、東日本大震災復興財源に充てるために7.8%の給与の減額を実施したこと等により人件費が2億800万円ほど減少しております。

次に、経常収益は、運営費交付金収益と、入学料、授業料、受託収益等を含めまして、総額25億1,900万円であります。入学検定料から授業料収入までの自己収入につきましては、前年度より増加しております。

この結果、当期純利益、前中期目標期間繰越積立金取崩額、合わせて170万円の当期総利益を計上しております。

次に、3ページ目のキャッシュ・フロー計算書をごらんください。この計算書は利益や損失の概念とは別に現預金の流れを集計しております。諸活動の結果、24年度の資金期末残高は8億2,500万円となりました。

それから、次のページの利益処分に関する書類でございますけれども、当期未処分利益

170万円を計上し、全額を積立金として処理することといたしております。

それから、次のページ、行政サービス実施コスト計算書でございます。これは、損益計算書に計上される費用のほかに、国等からの機会費用等を加えることによりまして、当機構の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを集約したものでありまして、合計27億6,000万円となりました。前年度比では1億3,500万円ほど減少しておりますが、これは人件費の減額が主な要因でございます。

続きまして、6ページ、7ページに関しましては重要な会計方針を記載しておりますが、今年度、重要な会計方針についての特段の変更事項はございません。

それから、次に8ページからは、注記事項を記載しております。この中で特徴的なことだけをご説明申し上げます。8ページの3のキャッシュ・フロー計算書関係でございますけれども、重要な非資金取引というのは、ファイナンス・リースで取得したレーダ・ARPAシミュレータと、寄附により取得しました海技大学校の水先教育訓練用の建物を記載しております。

それから、その下の固定資産の減損につきましては、宮古の海上技術短期大学校、この艇庫の土地及び海技大学校の児島分校の土地につきまして、市場価格が著しく下落したために、減損を認識して減損損失を計上しております。

続きまして、11ページの9の項でございますが、真ん中あたりになりますけれども、不要財産に係る国庫納付等のところでございます。これは不要財産として、現預金4億7,600万円を国庫に納付した概要を記載しております。

それから、注記事項の最後となりますが、10.その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報として、当法人が平成24年1月20日閣議決定された独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針において、独立行政法人航海訓練所と統合されることが決定されておりましたが、平成25年度予算編成の基本方針において当面凍結となりましたので、その旨を記載しております。

12ページ以降には附属明細書をつけておりますけれども、この部分につきましては説明を省略させていただきます。

20ページの次に事業報告書を添付しておりますが、当機構の運営状況に加えまして、国民の皆様にはわかりやすい情報開示を行うための財務諸表等の概略を記載しております。この場での説明は省略させていただきます。

最後になりますが、このとじてあります最終ページより3枚ほど前につづっております、

平成24事業年度の決算報告書をごらんいただきたいと思います。

収入総額は、人件費が減少したことによる運営費交付金が減額となりましたために、予算に対して9,300万円減の26億1,400万円を計上しております。一方、支出総額ですけれども、人件費の減少により、予算に対して2億4,500万円減の24億6,200万円となっております。

なお、当該各決算書類につきましては、会計監査人より適正であるとの報告をいただいております。これはこのとじてある最後のページに、独立監査人の監査報告書ということで、写しを添付させていただいております。

以上をもちまして、財務諸表等についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

では、ただいま説明いただきました財務諸表の審議に入りたいと思いますので、ご質問並びにご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

関先生、何かございますか。

【関臨時委員】 はい。

【宮下分科会長】 ほかにどうでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

それでは、財務諸表につきましては、意見なしということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次の議題に入ります。平成24年度業務実績に移りますが、まず法人のほうからご説明をお願いいたします。その際、別紙につきましては、事前に送付いただいておりますので、時間が限られていることもございまして、説明は結構でございます。よろしく願いいたします。

【加藤理事長】 それでは、続きまして、業務実績についてご報告をさせていただきます。まず最初に、平成24年度の評価項目についてですけれども、この業務実績報告書の次に1枚物の紙を挟んでおります。

一番最後。こういう紙でございます。平成24年度業務実績の評価項目、A4横1枚の表にまとめたものでございます。

【村松海技企画官】 資料全体の一番最後の1枚でございます。

【加藤理事長】 よろしゅうございますでしょうか。

平成24年度の評価項目はこの表のとおり28項目ございますけれども、評価すべき項目が25項目ございました。25項目の内訳としましては、組織運営の効率化の推進など21項目につきましては、年度計画に基づきまして全ての計画を着実に実施できたことから、自己評価をAと評価いたしました。

それから、A評価以外の評価項目のうち、海技教育の実施において中期目標の達成に向けてすぐれた実績を上げたものとして、就職率及び広報活動等の2項目につきまして、自己評価の欄にSをつけさせていただきました。それから、また、残念ながら、目標を達成できなかったことから、合格率と内部統制の充実・強化の2項目についてはB評価といたしました。これが表の自己評価の欄の、Bは緑にしていますところで、Sはちょっとオレンジ色の濃いところで、Sが2項目、Bが2項目ということで自己評価させていただきました。

この場では、S評価の2項目とB評価の2項目にポイントを絞ってご説明をさせていただきます。説明に当たっては、お手元の資料4-2、平成24事業年度業務運営評価説明資料、いわゆる五段表という部分でございますけれども、こういう色のついたこれでございます。それから、前後しますが、資料3-2、附箋をつけてあるかと思いますが、平成24事業年度業務実績報告添付資料としてとじてある分、この資料4-2と3-2を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、S評価をつけました就職率についてご説明いたします。五段表では、ページの下に10/27と書いてございますが、10ページでございます。添付資料のほうは、資料9及び資料10を使って説明いたします。

まず、五段表の10ページ右下をごらんになっていただきたいんですが、海事関連企業への就職率は、本科が、目標値75%に対しまして実績は96.1%、それから、専修科は、目標値が90%に対しまして実績は98.7%、それから、海上技術コースは、目標値が90%に対しまして実績は100%となり、目標値を大きく上回る実績を上げております。

前後して申しわけありませんが、資料9と10をごらんください。まず資料9のほうですが、過去5年間の海事関連企業への就職率を折れ線グラフであらわしました。

また、次のページの資料10につきましては、目標を達成するために行った各種取り組み、機構全体での取り組みと各学校ごとの取り組みに分けて表にまとめてあります。資料10の1ページ目でございますが、目標を達成するための主な取り組みを紹介させていただきますと、機構全体の取り組みとしましては、運輸局主催による海事関連の就職説明会、

海技者セミナーへの延べ1,418名の生徒・学生の参加、それから、その次の裏のページになりますけれども、機構職員による68回493社の会社訪問、それから、海事関係団体、海運会社等との懇談会への参加が70回、延べ79名の生徒・学生が41社・52隻に乗船し、職場を体験した内航船の乗船体験などの取り組みを行いました。

このほかに、学校ごとの取り組みとして、資料10の3ページ目の上に「2.学校毎の取組」と書いてございますけれども、学校ごとの取り組みの例としまして、早期からの生徒・学生による会社訪問の推奨とか、乗船体験の報告会の実施、あるいは会社訪問の心構え等就職ガイダンスを実施することによりまして、就職意識の涵養を行いました。

それから、下にページ数を振ってございませぬけれども、資料10のその次のページでございます。学校で作成しました受験マニュアル配布等による就職試験対策の実施といった、学校ごとに工夫を凝らした取り組みを行いました。その結果、本科、専修科、海上技術コースともに、就職率は目標値を大きく上回る結果となり、中期目標の達成に向けてすぐれた実績を上げることができました。そのため、就職率の項目につきましては、自己評価をS評価といたしました。

なお、資料には掲載しておりませぬけれども、このような求職活動や就職指導によりまして、海運企業からの求人依頼、それから、海上産業求人数も、前年度の541名から84名増加しまして625名となっております。以上が、就職率に関してのご説明でございます。

続いて、広報活動について説明させていただきます。たびたび資料の往復で申しわけございませんが、五段表では13ページ、それから、資料のほうでは添付資料は資料13と14を使ってご説明をさせていただきます。

五段表の13ページの右下をごらんください。生徒・学生の募集活動のうち、入学者に実施したアンケート結果から、体験入学やオープンキャンパスあるいは学校訪問といった取り組みが募集に対しまして非常に有効であると検証されたことから、これらの募集活動に的を絞って取り組みました。

申しわけありませんが、資料13をごらんになっていただきたいと思います。これ、過去5年間の応募者の状況を折れ線グラフであらわしました。このグラフからは、本科、専修科ともに年を追うごとに応募者がふえていることがおわかりいただけるかと思います。

また、次の資料14をごらんになっていただきたいと思いますけれども、この資料は、各学校の募集活動に対する取り組みを挙げております。主な取り組みをご紹介申し上げますと、

機構の職員による学校訪問が3,034校に達しました。それから、体験入学、オープンキャンパスの実施は全部で30回に及んでおります。それから、学校説明会への参加は40回でございます。新聞・雑誌・広告等への広報は362回行いました。というような取り組みを行ってまいりました。

このうち、体験入学とオープンキャンパスにおいては、延べ946名の参加者がございました。このほかにも、延べ3万439カ所への学校案内の送付といったさまざまな取り組みを行った結果でございますけれども、前年度と比較しますと174名多い、1,047名という、入学定員の約3倍近い応募者を確保することができました。

このように、体験入学やオープンキャンパス、学校訪問に的を絞った募集活動に取り組んだ結果、入学定員の約3倍近い応募者を確保できましたことから、広報活動につきましては、中期目標の達成に向けすぐれた実績を上げることができたものと判断いたしまして、自己評価をSといたしました。

以上がS評価のご説明でございますけれども、続きまして、今度はB評価をつけました2つの項目についてご説明いたします。

海技士国家試験の合格率についてまずご説明を申し上げます。五段表につきましては、6ページ、それから、添付資料の資料につきましては、資料ナンバーの3及び4を使ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、五段表の6ページ右下をごらんください。海技士国家試験の合格率につきましては、本科が、目標値75%以上に対しまして実績が65.8%でございました。専修科は、目標値90%に対して92%の実績でございました。海上技術コースは、90%以上の目標に対しまして75%となりました。

資料4をご覧いただきたいと思います。この資料では、当機構におきます海技士国家試験の合格率の目標を達成するための取り組みを挙げてございます。ちょっと字が小さくて細かいんですけども、各校ごとにさまざまな取り組みを行っております。この資料にありますように、いわゆる補習ですけども、補講や個別指導、それから、模擬試験の実施、教材や問題集等の活用など、各学校においてもいろいろと工夫を凝らしました取り組みを行い、目標値の達成に向けて指導を行ってまいりましたけれども、専修科は目標値を達成することができたものの、本科と海上技術コースでは目標を達成できなかったため、自己評価をBといたしました。

本科の合格率の目標を達成できなかったことの要因は、唐津校、口之津校2校の合格率

が大きく落ち込んだことにあります。本科校は4校ございまして、このうち2校の唐津校と口之津校が大きく合格率が落ち込みました。これ、資料には記載してございませんけれども、本科校の合格率について各校別に申し上げますと、小樽校は77.8%、館山校は94.1%、それから、これに対しまして、唐津校が59.3%、口之津校が47.8%でございました。このように、唐津校と口之津校の九州の2校の合格率が低くなってございます。

海技士国家試験四級なんですけれども、乗船実習を終えた本科校の修了者が受験しますが、この試験は口述試験でありまして、海技士としての知識に加えまして、コミュニケーション能力等も問われるという部分がございます。まずこの2校は、ほかの学校に比べましての特徴といたしましては、本科校の中から乗船実習科に進んで四級海技士の試験を受ける生徒の比率が高うございます。そうしますと、補講等での教師1人当たりの生徒数といえますか、生徒の数が多いものですから、補講等でのいわゆる受験の個別指導が十分にできなかった点がやっぱりあったと考えております。

これまた、申しわけありませんが、資料にはございませんけれども、各校から乗船実習科への進学者数は、小樽校が10名でございます。館山校が16名。それに対しまして、唐津校は27名、口之津校は24名というふうに乗船実習科に進む生徒の数が多くなっております。こういうことで個別指導が十分に行き届かなかった点というのも要因の1つに挙げられるかと考えております。

特に地域性というのもございますんですけども、ほかのところと比べますと、唐津、口之津の両校の生徒は、わりとその地域、学校に近いところからの生徒がほとんどを占めております。どちらかというとな向的な性格の生徒が多い傾向がございまして、試験の際に試験官の質問に対して自信を持ってはっきりと回答することができない生徒が多かったのではないかと考えております。したがって、今年度実施する補講等におきましては、コミュニケーション能力を鍛えることにも力を入れるよう各校に促し、合格率の目標値を上回る実績を上げたいと考えております。

以上が合格率についてのご説明でございます。

続きまして、もう1つのB評価でございます内部統制の充実・強化の項目についてご説明させていただきます。またたびたび資料が行き来して申しわけございませんが、五段表は18ページ、それから、添付資料のほうは資料20を後ほどご参照いただきたいと思います。資料20のほうを使ってご説明させていただきます。

まず、五段表の18ページでございます。ここに記載してございますけれども、まこと

に遺憾ながら、平成25年1月に清水校で体罰事案が発生いたしました。機構本部では、全8校につきまして体罰に関する実態調査を実施いたしまして、その結果から、清水校の校長、教頭及び体罰行為を行った教員に対しまして懲戒処分及び訓告等を行いました。

体罰に関しましては、平成13年の独法設立時に根絶に向けた通達を出しまして、体罰の禁止を全職員に周知させ、また、初任者に行うファーストステップの研修、それから、その次の段階で行いますミドルステップ研修等、研修を実施するごとに講義として取り入れ、実施してまいりましたが、遺憾ながらこういう事態になりまして、内部統制がとれていなかったことはまことに反省すべき遺憾な事態でありまして、自己評価をBといたしました。

その後、体罰の再発防止に向けまして、改めて体罰禁止について全教員に指導徹底を図るとともに、体罰を行った教員に対しましては、生徒・学生指導の改善に関する研修を実施いたしました。さらに、25年3月には外部有識者を委員とする体罰防止対策検討会を立ち上げました。資料20をごらんください。資料20では、検討会から出された提言をまとめてございます。機構では、この検討会からの提言をもとに、平成25年6月に体罰を防止するための取り組みをまとめるとともに、教育企画部長及び教育課長が全学校を回りまして、全教員を対象とした体罰防止を目的としました生徒・学生指導の改善に関する研修を実施いたしましたところでございます。

以上が、業務実績評価におきまして、自己評価をSといたしました2項目と、B評価といたしました2項目、それぞれについての説明でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

業務実績に関する評価につきましては、その次の議題であります役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定とあわせて行いたいと、このように考えておりますので、理事長には引き続き、平成24年度に退職された理事長の業績勘案率に関するご説明をお願いしたいと思います。

理事長からですか。別途？ どちらからでも結構です。専門の方から。

【加藤理事長】 すみません。新米ですので、緊張してしまして。

それでは、役員退職金に係る業績勘案率（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の資料をご参照ください。資料8-2になります。

「役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について」としたこの文書につきまして、ご説明をさせていただきます。それから、役員退職金に係る業績勘案率に係る参考資料と

して、1枚これを添付しておりますが、主に本人の履歴等でございます。

この資料は、平成21年4月から平成25年3月31日までの48カ月にわたりまして当法人の理事長としてご尽力いただいた鋤柄好利氏についての調書でございます。鋤柄氏におかれましては、中期目標の達成に向けて能力を十分発揮いただき、当法人の安定運営・発展に努めていただきました。在職期間中の業務実績は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるとの評価であることから、法人の業績勘案率は基本である1といたしました。

次に、個人の業績に関して考慮する事項といたしましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災における対応と、平成25年1月に発生しました当法人教員による体罰事案がございます。この2点がございます。

東日本大震災におきましては、学生、職員に直接被害者は出なかったものの、宮古校が被災しまして、練習船を含め施設等が大きな被害を受けました。当法人では、理事長の指揮のもと直ちに災害対策本部を立ち上げ、学生・職員の安否確認、それから、被災者への宮古校の施設の避難先としての提供、それから、救援物資輸送に係る陸上での受け入れ支援を行いました。これら被災者への支援や支援活動などの業績により、昨年、当法人に対しまして、国土交通大臣から感謝状を、内閣総理大臣から表彰を受けております。

被災後の業務への対応としましては、海技士国家試験受験においては、会場や交通手段の手配を行い、卒業生全員を受験させ、95.9%という高い合格率を上げております。また、宮古の23年度入学生の受け入れにつきましても、約4カ月の間清水校に宮古校の仮校舎を設置しまして教育業務に支障をきたすことなく運営を行い、平成25年3月に卒業いたしました。

一方、平成25年1月に発生した当法人の教員による体罰事案では、全8校の生徒・学生へのアンケート調査の実施、それから、懲戒委員会の開催、当該教員への懲戒処分及び訓告等を実施するとともに、当該教員への研修を実施しております。また、3月には、先ほども触れましたけれども、外部の有識者を委員とする体罰防止対策検討会を設置いたしまして、同検討会から示された提言をもとに、体罰根絶に向けた取り組みの方向性を打ち出しております。このように、体罰事案につきましても、新聞等で報道はされたものの、当該学生及び保護者への謝罪等迅速かつ適切な対応をとりまして、当法人内の事案として解決できたことから、個人業績に影響を及ぼさないものと判断いたしました。

個人業績の勘案については、東日本大震災への対応と、ネガティブファクターでありま

すけれども体罰事案とありましたが、総合的な見地から加減をする特段の事情はないものと判断して個人業績を0.0といたしました。

以上が、役員退職金に係る業績勘案率（案）についてのご説明でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以後、審議に入りますので、法人関係者及び傍聴の方はご退室をお願いしたいと思います。

また何かございましたら、お呼びするかもしれませんので、どうぞよろしく願いいたします。

【加藤理事長】 はい。どうもありがとうございました。

（法人関係者・傍聴者退室）

【分科会長】 航空大学校と同様に、評価調書の試案を準備しております。評価におきまして空欄でお示ししている項目はございません。A評価を記入している項目につきましては、特にご異論がなければ、その評価、A評価をそのまま認めていただく、こういうふうにさせていただきたいと思います。S評価もしくはB評価を記入している項目につきましては、事務局のほうからご説明いただきまして、評価を最終的に決定していきたいと考えております。

ということで、事務局のほうからの説明をお願いいたします。

【事務局】 かしこまりました。それでは、資料6-2をごらんください。平成24年度業務実績評価調書分科会長試案でございます。先ほどの緑色のファイルに挟んでありました評価の分布というところで、それもご参考までに横に置いて見ていただければと思います。評価の分布のほうを見ていただくと、委員の方11名の方の3分の2以上、8名以上の方の意見ということで、先ほどの航空大学校のように空欄となっている部分はございません。

それでは、1ページ目から簡単に追っていきます。1ページから3ページの項目は全員一致でAでございます。

4ページ、合格率については、Aの方が2名、Bの方が9名ということでBと入れております。

それから、5ページ2項目、これも全員一致でA。

それから、6ページ、就職率に関しましては、Sの方が10名、Aの方が1名ということで、Sと記入しております。

7ページはこの2項目、全員一致でAとしております。

7ページの後半から8ページの上段ですが、広報活動というところで、Sの方が10名、Aの方が1名ということで、Sと記入しております。

8ページ下段から9ページの4項目、これは全員一致でAとしております。

10ページ、これは内部統制、体罰事案に関係するところですが、Aの方が1名、Bの方が9名、Cの方が1名ということで、Bと入れております。

それから、11ページ、12ページ、14ページまで、ここは各項目について全員一致でAとしております。

それでは、もとに戻りまして、4ページをおあげください。合格率のところ、Bと記入しております。ご意見をかいつまんで紹介させていただきますと、A評価を2名の方にいただいておりますが、目標値を下回ったものの、きめ細かな対応がなされている、努力は次につながると思うということでA。そのほか、Bの意見ですが、これも目標値を下回っているのでBとするが、対応、取り組み等はしているというご意見、それから、目標値を下回っている、さらなる努力が必要であるというご意見をいただいております。合格率については以上でございます。

続きまして、6ページ、就職率、S項目でございます。ここはS評価についてのご意見ということで、全ての学科・コースにおいて高い就職率を示して、目標を大きく上回っていて、すぐれた成果と認められるという意見でございます。

それから、7ページの終わりから8ページの上段、広報活動等ということで、これもS評価のご意見でございます。募集活動によって応募者数が格段にふえているというご意見、効果的な広報活動をされているということで高く評価できるというご意見でございます。

続いて、10ページ目、内部統制の充実・強化というところです。A評価、1名の方がいらっしゃいましたが、コメントは特になしということです。B評価の意見でございますけれども、体罰事案を起こしたことによりB評価とするが、発生後の対応については適切であったと。それから、日々、学生と教員とのコミュニケーション、信頼関係が重要で、学生の性格、行動を十分把握しておくことが必要。それから、教育の根幹にかかわる問題であり、改善への取り組みが求められるなど、再発防止に対するご意見ということでいただいております。C評価のコメントはありません。

S評価2項目、B評価2項目に対していただいた意見は以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

意見の分布は極めて明瞭でございます、S評価につきまして、就職率と広報活動につきましては、Sが10、Aが1ということでございますので、Sで確定してはいかがかとと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

あと、B評価の2項目ですが、合格率につきましては、Aが2で、Bが9ということでございますので、これはBで確定させていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

先ほど来問題になっているところでございますが、内部統制の充実・強化につきましては、Bが9ということで、Aが1、Cが1ございますが、一番多いBに集中しておりますので、B評価とさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

一応、別紙も含めまして、ここで委員の方のご意見を伺うことになっておりますけれども、今までのところでの評価につきまして特段ご意見ございませんか。かなり明確に集中して意見が出ておりますので、評価自体には問題ないかと思うんですが、よろしゅうございますか。

では、先に進ませていただきたいと思います。

以上のとおりで評定を確定させていただきます。そこで、総合的な評定のほうに移りますが、まず実施状況全体にかかわる業務運営評価を行いたいと思えます。評価調書の最終ページの総合的な評定の業務運営評価（実施状況全体）の評価の分布状況について確認をいたします。

事務局のほうから、ただいま確定いたしました評定の分布状況についてご説明をお願いいたします。

【事務局】 ただいま評定いただきました分布状況でございますけれども、項目数合計25項目というところ、SS評価はゼロ、S評価が2項目、A評価が21項目、B評価が2項目、C評価がゼロ項目となります。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは次に、航空大学校と同様に、委員の皆様から事前にいただきましたご意見を事務局のほうでまとめていただいておりますので、これを事務局のほうから読み上げていただきます。そして、それに基づいて評価を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 では、読み上げさせていただきます。総合評価というところ、点線で囲んだ「試案」と書いてあるところでございます。

まず一番上の○、おおむね初期の目標は達成したと認められる。

法人の取組は全体として適切に行われていると認められる。

入学応募倍率や就職率などが高い水準を維持しており、法人の取り組みはおおむね着実な業務実施状況にあると認められる。

海事関連企業への就職率が、全ての学科・コースについて96%を超えており、目標値を大きく上回る成果を上げたことは高く評価できる。

学生募集に関するさまざまな広報活動によって、昨年度に比して19.8%の応募者増を達成したことは、優れた成果として評価できる。

組織運営の効率化では、館山校の給食業務の外部委託化など経費の削減効果が見られる。

続きまして、課題・改善に関する意見をまとめたものでございます。これも点線で囲ったところ、2つの○がでございます。

海技士国家試験の合格率は、専修科を除いて目標値を下回っており、原因を追及するとともに、口頭試問に係るコミュニケーション能力、言語リテラシー教育の向上を含め、目標達成に向けた新たな取り組みが必要である。

2つ目、内部統制の充実・強化について、体罰事案を発生させたことは教育姿勢の根幹に係わることであり、なお一層充実した内部統制の確立に向けて真摯な反省と改善が求められる。理事長以下全役職員が一丸となって継続的に取り組んでいくことが不可欠である。

その他はなしでございます。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

言葉遣い等、訂正の余地があるかと思いますが、現在お気づきの点ございましたら、ご指摘をいただければと思います。私が事前の打ち合わせの折りに要らないことを言ったと思うんです。「概ね」というのはB評価になってしまいますので、試案の「概ね初期の目標は達成した」というのは、「初期の目標は着実に達成されたと認められる」のほうがい

いかと思います。

それから、3行目のところですが、入学応募倍率のところから参りまして、「法人の取り組みは概ね着実」、「概ね」を取って、「着実な業務実施状況にあると認められる」と、こういうところで。今気がつきまして、私が何か会話のところ余計なことを言ったのがここにインプットされてしまったと思います。

【事務局】 申し訳ありません。修正、承知しました。

【分科会長】 全体でB評価に持っていつているような変な文章になっておりますので。今、気がついた限りですけれども、ほかにも何か問題があるかもしれませんが。

はい、どうぞ、I先生。

【委員】 細かいことで、総合評価というところですが、左側のページに19.8%と非常に細かい数字を正確に書かれています、これはもう少し丸められてもよろしいと思いますが、いかがでしょう。

【分科会長】 そうですね。このあたりですね。ありがとうございます。

ほかにございますか。

【委員】 I先生のおっしゃった文章ですが、「昨年度に比して20%増の応募者を達成した」というほうが流れとしては自然ではないかと。

【分科会長】 数字を入れるかどうかまた検討させていただきますが、入れるとしたら、「昨年度に比して20%増の応募者」という、そういうようなご提案ですね。

【委員】 はい。

【分科会長】 約20%ということですかね。上のところにも「96%を超えており」という、そういう数値が出ておるんですが、このあたりも。これがなくなると、意味がなくなるかもわからんですね。これも含めまして検討させていただきたいと思います。

E先生、いかがですか。何かございますか？

【委員】 いや、ございません。

【分科会長】 B先生、何か。

【委員】 やはり「96%を超えた」というのは入れておいたほうがよろしいと思います。

【分科会長】 入れておいたほうが良いというサポートが出ました。

【委員】 やはりそのほうが、意味がわかるでしょう。

それから、「昨年度に比して約20%」と入れてもいい。つまり、増えたのはどれだけ

増えたかわからないというのもまたこれも困るので、先ほどおっしゃったみたいに約で、もしこの文章を入れるならそのようになさったほうが。

【分科会長】　そうですね。おそらくこれは学術論文でもないので、19.8%というのはおかしいというご指摘だったと思うんですよね。ですから、これは約20%というようなくくり方で間違いじゃありませんので、そういうようにまとめられればと思って思います。ありがとうございます。

では、このあたりの表現は、私と事務局のほうでもう一度検討させていただきます。お任せいただければと思います。ありがとうございます。

【委員】　よろしくをお願いします。

【分科会長】　ありがとうございます。以上をベースにしながら、総合評価、よりよい文章を作成させていただきたいと思います。

最後に、総合評価はAといたしまして、評定理由は、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められるという趣旨の理由を付することにいたします。

なお、個々の表現等につきましては、お任せいただきたいという、先ほどのご了解事項でお願いしたいと思います。

それでは、海技教育機構の平成24事業年度業務実績評価を以上で終えることといたしますが、続きまして、平成24年度に退職されました理事長に関する役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

これにつきましては、先ほど、ご意見を伺うということですが、機構のほうからは、事件が起こった後、適切な対処を行ったという、こういうことを言っておるんですが、これは実は「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」というものが独法評価委員会等で決定されたものとしてございます。間違っておりましたら、評価官のほうからご指摘いただければと思います。

その中で、今のようなことは当然だと。体罰事件が起こって、それに対応したということをもって、立派なことをしたとか、全てのことがプラスマイナスゼロになったということとはあり得ない。それを超える、みんなが目を見張るような何らかの措置をとった——例えば理事長が自分の給料を何%か自己でカットしたとか、そのような、通常は言われないうちけれども、それをみずからやったとか、そのようなことであれば、これはある程度相殺することはできるであろうという、このような趣旨のことが書かれておりますが、その

ような趣旨で、それでよろしゅうございますか。

実は原案に対抗する対案を議論しておりまして、原案の出し方自体に問題があると。

【政策評価官】 なるほど。こういう不祥事案についての事例は、正直言いまして蓄積がそんなにたくさんあるわけではないので、確たる取り扱いが実は決まっているというわけではございません。私どももちょっと調べたんですが、明確に刑事事件となっているようなものについては、これはもう確実に減点材料ということは確立されているところですけれども、本件のように刑事事件には至っていないという事例についての取扱いは、まだ確立されていないというのが正直なところです。

【分科会長】 今の専門的なご意見、そんなにたくさん事例があるわけではありませんで、最高裁の判例のように、これでもってこうするというようなことはないわけでございますけれども、今申しましたことですけれども、今、それなりのことをやったとしても、それは現状を回復したということには必ずしもならないんだという、そういうところは大丈夫ですか。

【政策評価企画官】 さようでございます。各省の評価委員会にて決定をして、これを総務省にあります政策評価・独立行政法人評価委員会が横串で各省のバランスを見て最終的に意見をします。そこが出しております、今、分科会長がおっしゃられた平成21年に出された文書でございますが、その中には、分科会長がおっしゃったような、不祥事があったけれども下げない特段の事由というのはそれ相応のものがないといけない、通常の再発防止策程度ではだめだということが書かれています。

【分科会長】 そうですね。今おっしゃったような総務省のほうの判断というのは上のほうの判断になってしまいますけれども、結局、今、機構のほうから出してきておられます案は、それなりの対応をしたからもう問題がないんだというような趣旨でもって1.0という、そういう案を出してこられたわけですが、実はそういう理由づけができないんだという、こういうことであると思います。そうでありますと、理事長自体がこの問題にどのように取り組んでこられたのかというのが実は問題になってくると思うんですね。そこまでよろしゅうございますか。

それにつきましては、先ほど現理事長がちょっと一言おっしゃったんですが、平成13年、これは2001年ですか、2001年に独立行政法人海員学校が設立されまして、機構に変わりましたのがそれから何年後ですかね。

【事務局】 機構が変わったのが平成18年ですので5年後です。

【分科会長】 機構のほうに変わりました、そこに海員学校プラス海技大学校という、そういう組織として機構が誕生したわけですが、実は独立行政法人の海員学校が設立されたときに、当時の海員学校の理事長のほうから通達が全職員というか、各海員学校長宛てに出されております。

それは詳しくは何もおっしゃらなかったんですけども、実は教職員の学生・生徒に対する体罰事例等に起因する苦情が当本部に寄せられているということを前提に通達を出されておるんですね。それは極めてまことに遺憾なことである。これは学校における規律の弛緩、指導の不徹底に起因する点があると思うので、特に下記事項に留意し、一切の体罰行為の根絶に努めるように、貴職というのは学校長ですが、格段の配慮をされるようお願いいたしますという、そういうものでございます。「学校における体罰行為の根絶について」という、そういう表題がついております。

つまり、海員学校の体質といたしまして、従来より体罰行為がかなりあったと。これを独法になったこの時期に皆さんもう一度しっかりと考えて、その問題が起こらないように考えてくださいと。そここのところで、それを防ぐ案といたしまして、これから授業評価の制度を取り入れる。そこで、生徒等の意見をいろいろ聞くと。そここのところに体罰等の行為が生徒の申告等によって明らかになったような場合には、該当者に対して厳正な懲戒処分を行いますと、こういうことを実は言っておられるんですね。実は海員学校の間は、問題は実は何もなかったと一応なっております。

そして、今、平成18年に海技教育機構になってから現在に至るまで、体罰として発生した案件は今回の案件のみであると、こういうふうには実はなっております。ただし、今回どういうことが行われたかという、それぞれの学校に対して、体罰はなかったかというアンケートを実はやっているんですね。それで、オープンにはならないレベルの体罰がかなり出てきて、それなりの処分がなされておるんですね。

それ以外に重要な処分といたしましては、発覚した、このつけ火となったといいますか、きっかけとなった教員の体罰と同じ清水校におきます教員が、ほぼ習慣的に体罰を繰り返していたという、この2つの案件が出てまいりました。これに対して、清水校としては、いわば業務停止というんですか、出勤停止、何日でしたですかね。

【事務局】 7日。

【分科会長】 出勤停止の懲戒処分を行ったんですね。これは通常の文科省等で起こった体罰事件等にかかわる懲罰といいますか、それからするとはるかに厳しい懲罰が、その

個人、お2人には科されたわけですね。

ですが、そのところに、今説明いたしましたところに非常に大きな問題がある。つまり、機構としては、体罰については無頓着であった、無関心であったわけですね。これが起こったから初めてアンケートをとった。従来の海員学校のところからは、授業評価等を通じてそういうものがあるかないかはこれをずっとケアしなければいけないというような、そういう書き方であったわけですがけれども、おそらく機構になってから、平成13年度の「体罰行為の根絶について」という海員学校理事長の通達の内容というのはほとんどなくなってしまっていたのではないかと、ほぼそれで間違いないんじゃないかと。

というのは、改めてアンケートをとらなければ、それがわからないということ。しかも、その時点におけるアンケートですから、今までどうであったのか、表面化しないものがあるだけあったのかというのは、これは想像できる場所でありましてけれども、これは確たる証拠はございませんね。

こういうことを考えますと、この体罰事件に対して、やはり機構としてのガバナンスがかなり不足していたのではないかと。その根本的な原因というのは、やはりトップがそれなりの責任をとらなければいけなくて、現場でいくら厳しい処分を下したからといって、それで全てのことが終わるということではない。むしろ現場に対して厳しい処分を下したのであれば、トップがそれなりの責任をさらにとる必要がある。それが非常にバランスがとれていないですね。

今、機構のほうからは、全く問題ない、これ、ちゃんと処分をしたから、さらに事後対策をとったから問題がないという、そういうことでもって通常の1.0の評価が出たわけですね。航空大学校につきましては、3つの事故がございまして、0.9、これはやむを得ないということでご納得いただいていると思うんですが、それとはちょっと別の次元の問題である。

つまり、一生懸命この通達を守るといってやってきたんだけど、こういう事件が起こったというのであれば、努力していたのなら、我々としてもかなり理解を示さざるを得ない。ところが、やはりこの通達の内容自体がどこまで認識されていたのかという、そのところが非常に不確定な要素がある。それと、現場の教員に対する罰則の適用が非常に厳しいレベルになっている。これもちょっと異常な感じがいたしますね。ですから、過去のことがどうだったかという点は若干想像に関係するわけですがけれども、個人の評価、つまり、理事長個人の評価に全くこの問題が響かない、波及しないということはないとい

うふうに私は思います。

つまり、全く波及しないのであれば、1.0で、このままお構いなしでいいわけですね。ですが、私自身は、そういうような厳しい措置をとられたことで全てが相殺されるということはないという総務省のまとめられているご意見、これでもって、今、機構が出された主張の根幹のところは崩れてしまった。とすれば、この問題に関して理事長は全く無関係であったかという、やはりそれは関係があって、それなりの内部統制、そこのガバナンスというところが不足していたことがこのような問題を引き起こしたと、ちょっと厳しいですけれども、私としてはそういうように考えざるを得ないのかなと。

平成13年の独立行政法人海員学校の理事長通達がなければ、これまた話は全く違うんですけれども、こういうものがあつたにもかかわらず、それが活かされていない、機構という組織になってから活かされていないというのは非常に大きい問題である。だから、今、機構のほうから出された原案に対する私の意見で逆に反対案を出しております、やはり評価は0.1減額して0.9ではないかという、こういう案を出させていただきました。

急な話で、なかなか議論に入りにくいかと思うんですけれども、これ、議論して結論を出さないと、次の航海訓練所のほうに進めません。これが実はかなり時間がかかるんじゃないかと思って気にはしていたことではあるんですけれども、どうですかね、私の説明、大体理解していただけましたか。

【委員】 よろしいでしょうか。

0.9だか0.95だかわかりませんが、基本的に多少減らすということに理解はします。と申しますのは、先ほどの内部統制のところCとつけたのは実は私なのですが、あのようなアンケートまでやって、ぞろぞろ出てきました、体罰ですとあそこまではっきり書いているのに、Bというのは甘いと私は個人的に思いました。特に理由は書きませんでした、体罰と認めていることに対する判断です。

しかし、Aの評価の方もいらしたし、ほとんどがBでよろしいなら、それで構いませんが、それならせめて分科会長がおっしゃったように、真剣に審議したことをあらわすというのは、私個人は理解できます。このままでいくと、やはり誰も責任をとるという感じではなかったのかなという印象は受けるかもしれません。

【分科会長】 ありがとうございます。一応、客観的な事実というのを全部ここへ出して、この委員会で決めるというのがやり方なんです。ここで議論しなければいけない。それには、客観的な事実を隠してはいけないので。こういう事実が後から出てきたというこ

とになりますと、これ、大変なこと。ですから、今、平成13年のそこから実は話をして、こういうものがあって、その精神をぐっと受け継いでおられれば、ここまでならなかったんじゃないかというような、そういうのは若干の推測ではありますけれども、それを受け継いでおられなかったというのは、今おっしゃったアンケートを改めてやり直したというのが、これ、今まで何もやっていなかったということですよ。体罰事案について無関心であったという、こういうことになるんじゃないかなと思います。

はい、どうぞ。

【委員】 分科会長のお話、理解いたしました。ただ、これは個人業績のところに来るのではなくて、私は法人自身の体質に瑕疵があったのではないかと思うのです。平成13年の通達が、その後この理事長が民間からいらしているのですが、内部でその通達がきちっと伝わっていないということは、個人に帰せられる責任ではないと考えます。

といいますのは、先の航空大学校につきましても、事故が3件起きている。これに関して、法人のほうの業績を0.9にしていたので、今回も個人ではなく法人組織、経営・運営の問題ではないかなと思います。

【分科会長】 法人のほうは、法人として問題ないというふうに出てきて、個人の評価というところでもって、今、先生のお持ちのところ、新聞等で報道されたと。しかし、それは一切問題がないという、そういうような取り扱いに実はなっているんですね。だから、このところで、これ自体、法人自体がこの問題をという、こういうガバナンスの不足であると。どちらの問題になるんですかね。ガバナンス不足というのは、理事長じゃないかな。

【委員】 先ほどの航空大学校の業績勘案率の資料を拝見すると、今のA先生のご指摘のように、法人の業績による勘案率の最後のところで、「組織を統括する長としての責任の重さに鑑み」という、そういう文言を使っています。今回の場合もそれに相当するのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

【分科会長】 なるほど。それは、なるほど、そういう書き方になっている。

【委員】 理事長個人のというよりも……。

【分科会長】 個人ではない、だから、法人のほうで0.9という、そういうことですね。それはあり得ますね。

【委員】 ただ、普通の学校としての教育機関なら、体罰の問題というのが今のような考え方でいいと思うんですけれども、この海技教育機構というのは、やっぱり船員を養成

する機関なので、ふだんのような体罰をしているかという一般的な認識のレベルがちょっと違うと思うので。

確かに暴力はいけないうすけれども、ガツンと正すという意味で教育しておかないと、後々卒業してから、今度は自分の生命とか他人の生命に危険を及ぼすようなことを避けようという教育としては、一般的にある程度あったのか、それでぼろぼろ出てきたのかなというようなことは思うんですね。ですから、別に暴力、体罰を容認するようには思いませんが、こういう教育機関の場合はある程度そういうことがあり得たか、あるいは必要か、それで、それがたまたま度が過ぎたのがこのケースであったということだと思います。

【委員】 すみません。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 私、こちらにそういうことが書いてあったかどうかは忘れてしまったけれども、ヒアリングのときに、何をやったのですかと伺いましたが、頭突きをして相手がけがしたとおっしゃっていたので、例えば体罰もある程度容認できる体罰はあると思いますけれども、頭突きをして負傷させるのは、ちょっと違うなど。

【委員】 確かに。このケースは非常にそういう特質的な異例の状況の中で出てきたものだと思うんですね。

【委員】 そうですか。

【分科会長】 確かに頭突きをした方は新任の教員のように、なれない方であった。これ、だから、ある種、個人的な問題があったかもしれない。ただ、それに伴って調査した結果出てきた、もう1人並んで処分されたということは、恒常的な、いわゆるただ単に鍛えるというレベルを超えた方であった、そういう方が出てきたという、こういうことですね。

【委員】 あったということですね。それははっきりしていますね。

【分科会長】 これは0.9というのは、0.95ということもあり得るんですか。

【政策評価企画官】 明確に規定されているわけではございませんが、一応今まで、国交省のみならず、他省庁も含めて全て0.1刻みです。

【分科会長】 そうでしょうね。0.95にすると、何でかとまたそこを説明しないといけないですね。

【政策評価企画官】 0.1までは行かなくて、その途中はないのかというような議論が時々出るんですけれども、これまでは全て0.1刻みで出ています。

【分科会長】 なるほど、それは0.9ですね。

法人か個人かということですと、やはりガバナンスは個人かなと思ったんですが、理事長の、前航空大学校理事長の場合でも、やはりそこに鑑みというようなことを書いておられるんだから……。

【委員】 ちょっといいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 これ、けしからん事件だと言うならば、違う言い方、方法があるのではないかと思います。今、議論しているのは、退職金の話ですよ。私にとっては、個人に対する懲戒の度がいささか強すぎるのではないかという印象があるのですが。こういうことがあってはならないという再発防止策としてはもっと違うやり方があるんじゃないかと思えます。

先ほどの航空大学校の事故については人が死んでいますよね。業績勘案率が0.9になったのは、やむを得ないなと私も思いました。しかし、この事案については、傘下の教員が頭突きをしたから退職金を1割減らすというのは、それはやりすぎではないかと思えますが、いかがなものでしょう。

【分科会長】 その事件だけであれば、私は、ある意味では突発なことであり、これは避けられなかったことかなと思うんですけども、そこで改めて体罰について調査しなければいけなかったというところが私は問題だろうと思うんですね。それをやはり客観的に見た場合には、既にこのような通達が出されていたと。それについてしっかりとした対応がなされていなかったというのは明らかなことで。それをされなかったのであれば、私はまた、従来からやっていて、これ以外にないからアンケートはしないとか、そういうことであればいいんですけども、それをされたということは何も今までそれなりのことをやっておられなかったということですね。その裏返しでありますのでね。

だから、今、先生がおっしゃるのもよくわかるんですが、やはりこれは教育機関として、しかも今の時点として体罰とかいろいろなことが問題になっているという中で起こったことであり、しかも従来ずっとこういう問題が潜在的に体質としてあったという、そういう組織で起こっておりますので。私も波風は立てたくないんですけども、しかし、全ての資料をオープンにした上で議論して、やはりこれは理事長としての業績に引かかるのではないかという議論はしておかないと、これは全く業績に引かからない、これは違う議論であるというわけにはいかないと私は思うんですね。そうじゃないと、これ、またやり

直してくださいということになる。

【委員】 ですから、そういう意味だったら、先ほどの業務運営評価がB評価では甘過ぎますよ、法人の長を懲戒するほどの不祥事であるならば。

【委員】 そう思います。理事長の退職金を減らすのであれば、評価もCぐらいにしておかないと、何となく整合性がないなという気はします。

【分科会長】 なるほど。そこまでのあれはデータがなかったんですね。

【委員】 すみません、質問半分なんですけれども、先ほどの理事長の説明、個人のほうに言って、そこで体罰系でマイナスがありますと。一方、震災対応系でプラスがありますと。勘案してゼロにしてくださいと、こういうのが個人のほうの説明だったと思うんですね。今、体罰に注目していますけど。

今、お話しされたのは、法人のほうのところでこの体罰系の話があったので、0.9がいいんじゃないかと、こうおっしゃっているということかとは思いますが……。

【分科会長】 私は個人のほうでやったんですが、これは法人じゃないかというご意見も出てまいりましたのでね。

【委員】 理事長さんという立場って、法人なのか個人なのかって相当切り分けが難しくなってしまうと思うんですね、組織運営ということで。会社であれば、社長って個人なのか組織なのかすごくわかりにくい、大学でも学長さんどっちなんだろうってわからないって多分あると思うので、それ、結構難しいですけれども、どっちにしなければいけないということで、先ほど個人で、繰り返しになりますけれども、体罰系の話と震災対応の話とで、すみません、プラスマイナスゼロと、こういうことだったと思うんですね。

法人のほうの業績を考えると、体罰で大問題だと。さっき個人のほうで仕分けした震災対応、これ、理事長の指導のもとに組織対応したわけですよ。これ、プラスはこっちでは入れないのかなとかいうのも実は思ったりして。ただ、これってベクトルが全然違う方向なので、違う方向のベクトルを足し算してゼロにしているのかどうかってわからないので、その面はちょっと逃げるように申しわけないんですけれども、分科会長にお任せしたいんですけれども……。

【分科会長】 いやいや、実は、さっきおっしゃったように、専門的にも判例がないんだという。だから、ここで決めないとだめなんですよ。

【委員】 説明に際して、こっちのプラス面はどうなんですかと、こういうことに対しても答えなければいけないんですね、我々は多分。そこはちょっとどう勘案したらいいの

かなというのは、ちょっと今、すみません、新米で申しわけないんですけども、伺っていて若干気になりました。

【分科会長】 そうですね。

はい、どうぞ。

【政策評価企画官】 先ほど分科会長がおっしゃられた、その後の後始末といいますか、再発防止については、よっぽどのことをしないとそれは認めないと……。

【分科会長】 そういうことですよ。

【政策評価企画官】 リカバーとして認めないということを書いている総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出ている文書の同じところに、当然下げるだけでなく、上げるほうもあるので、加算がどういう場合にできるかということが書かれております。

読み上げますと、加算要因としては、一般的には、斬新な取り組みや長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまないようなもの、あるいは役員個人のイニシアチブによって実現したこと。基本的に、これはもう総務省はめったなことでは、だから、ノーベル賞を取ったぐらいのことじゃないと実際認められないんじゃないかというぐらい、政策評価・独立行政法人評価委員会の評価では……。

【分科会長】 国民がというのは、ノーベル賞級という、そういう意味ですね。

【政策評価企画官】 かなり相当なことじゃないと、少々なことではプラスの要因としては認めないというのが総務省の見解です。

【分科会長】 厳しいですね。

【政策評価企画官】 下げるほうはかなり、ちょっとでも何かあったら下げるけれども、プラスはなかなか認めないということになっています。

【分科会長】 一旦下げさせて上げるのが大変だというんですね。

【政策評価企画官】 上げるのは大変です。

【分科会長】 私もちっとその文書を読みましてですね……。

【政策評価企画官】 最終的には先生方のご判断になりますが、政独委はそういう考え方を示しています。

【分科会長】 これはやはり法人のレベルで対応するべきなんですかね。

【政策評価企画官】 その決めはないんですが、ただ、不祥事関係は、個人業績のところで見ているのが一般的かとは思いますが。一番のポイントは、法人業績として見た場合

には、今回たまたまこの理事長だけですが、この時期に在籍していた役員の方、理事とかそういう方が今後退職される際には、全て法人業績が0.9です。

【分科会長】 全部共同責任になってしまうのか。

【政策評価企画官】 この時期にいた方は、担当を問わず、たとえ総務担当理事であろうが何であろうが、全部0.9になるということになります。

【分科会長】 ガバナンスの対応でなくてもね。

【政策評価企画官】 ガバナンスとしてはそこまで厳しく責任を問うべきだということだと、そういうことになります、もし仮に法人業績のほうで0.9にすれば。

【分科会長】 法人業績にすれば、連鎖していくという。

【政策評価企画官】 全員にかかっていきます。個人業績に行く前の最初の出発点が0.9からスタートするということになります。

【分科会長】 結局、個人で議論しないといけない。

【政策評価企画官】 たまたま今回は理事長ですけども、来年以降そういうことになってしまいますので。

【分科会長】 これ、内閣総理大臣表彰とかいうのがありましたが、これは法人としてもらっておられるんですか。理事長個人が？

【委員】 一般的にはこういう場合、組織の長が表彰されますが、現実には法人に出ているのではないのでしょうか。

【分科会長】 法人に出ているでしょうね。

【事務局】 ええ、それは組織として表彰いただいています。

【政策評価企画官】 法人のほうの加算要因も、極めて好調、中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合であり、明確な理由を要するというふうになっております、法人、個人問わず、極めて限定的です。

【分科会長】 A先生のほうからもご指摘あったし、我々も知っていたことですけども、航空大学校のほうは監事さんまで0.9になって、法人の問題だということでもって連鎖ですね。今後、そういうことになるということですね。だから、結局、理事長個人として責任をとっていただくかどうかという問題になってしまうと思いますけどね。なかなか難しいですね。気持ちのいい問題ではないです。C先生がおっしゃったように、それは確かにそのとおりです。

ただ、偏ったことをやると、後でもう一度案件が戻ってきますので、我々としては、多

少厳しいとは思いますが、今ある資料でもって客観的な結論を下さないといけませんね。業務について前理事長が頑張られたということはよくわかっておるんですが、結局、我々がどう考えるかということになると思います。

個人ということでありますので、今のような体罰事件というのは不祥事というように言われておりますけれども、それが0.1減算して0.9になると。そうならないのは、すごい事後対応をしたと。世の中の人がびっくりするほどの、は一というような、それでないといけませんが、これは当然のことをされたということで、ですから、それはだめである。そうすると、個人とこの問題は無関係だった、この方、理事長とこの問題は全く無関係だったということが言えなければいけませんね。

機構のほうはそういう流れで話をしてくれて、1.0だと、関係ないんだということですがけれども、私はやっぱり歴史を、あまり歴史のことを言ったらいけませんけれども、やはり全体の資料を横に置いて眺めると、ちょっと酷なようですけれども、ガバナンス不足といえますか、海員学校としての風土、精神というものを十分ご理解なかったというように私は考えたんですね。そうすると……、どうぞ。

【委員】 ずっといろいろ悩んでいましたのですけれども、この頭突きをした先生というのは、4月に入ってすぐの先生なんですよね。それで、私は、清水に見学に行って、全寮制で、一人一人すごくしっかり挨拶したり、雰囲気からいって、かなりしっかりずっとやってきているなという印象を持っています。

これが例えば船の場合、フィリピンクルーなんかのセカンドオフィサー、サードオフィサー、訓練はフィリピンでしっかりやってきているのですけれども、いろいろな個人差があって、船の中で部員の人をボコンと殴ったりする例もあったのですけれども、そういうことを考えると、理事長が、4月に入ってきたばかりの先生の性格とかそこまでコントロールできるかなと。それで、今までしっかりずっとやってきているというのは私の個人の印象ですけれども、それ1つでポンと0.9にするというのは、かなり厳しいのではないのかなとちょっと思います。

【分科会長】 その方の事例だけであれば、私も目をつぶるといえますか、これは特殊な事情であり、ある種の興奮状態で何かが起こったという、しかも歴史も何も十分に理解されない若手の方がそういうふうにある特殊事情でということになるんですが、それ以外の事案が実はそれをきっかけに浮かび上がったわけですね。そうすると、それは今までほとんどはいけない事案であったわけですね。それをずっとそのままやってこられたとい

うところが、それをきっかけに明らかになった。そうすると、非常にきつい言い方ですけども、やはりやるべきことをやられていなかったというところがそこから明らかになる。

後ろへさかのぼっていきますと、実はこういうような通達が出ていたと。それなら、それに従ってやっていくべきであったと。それがなされていなかったんだなということになりましたから、これは言い逃れがちょっとできないなと。この分科会として、実は何で1.0にしたのかということについての言いわけができない。

【委員】 ほかの事案が出てきたというのは、それは理事長が今まで知っていたにもかかわらず、隠していたということですか。

【分科会長】 いやいや、ほかの事案としての体罰案件がこれをきっかけに明らかになったわけですよ。

【委員】 それは理事長が前から知りながらですか？

【委員】 いやいや、アンケートで。

【委員】 アンケートしたら出てきた。

【分科会長】 アンケートで明らかになった。

【委員】 アンケートしたらはじめて出てきたのですか？

【分科会長】 そうです。ですから、アンケートしなければいけなかったということは、体罰ということについて無関心であったと。

【委員】 アンケートをしなかったことが問題なのですか？

【委員】 そもそも13年の通達以降にアンケートをしたり、さまざまな手を打ってきていればよかったとおっしゃっているわけですね。

【分科会長】 そうですね。だから、おそらく独立行政法人海員学校の時代は、理事長通達が出ていますから、それなりにやってこられたと思うんですが、機構になってから、その精神が引き継がれていない。

【委員】 昔は同じような不祥事が幾つかありましたけどね。

【分科会長】 あったわけでしょうね。だから、そういうふうにした。

【委員】 だから、今、懲戒をやるというのですか。そうすると、今後体罰が起こるごとに法人の長にもこういうことをやりますよということになるわけですね。

【委員】 常時、体罰について注意を喚起しながらやらないとだめだという。

【分科会長】 結局そうですよ、次これが起こったから、またこれだということにはならないと。それなりのことはしっかりされていたから……。

【委員】 常に。

【分科会長】 今回もそれなりの、13年の通達にのっとってしっかりとした体制をして、体罰の問題が出てきて、それなりに対処していっておられると。そのベースは、スターティングポイントはここにあるということであれば、私はもう、体張ってでも、これ、1.0守りますよ、誰が何を言っても。ただ、そうじゃないように思いますからね。

どうぞ。

【委員】 いろいろと悩みますけれども、ガバナンスとか、内部統制というのをきっちりやっ払いこうと思ったら、やっぱりトップが責任をとらなければだめなんですね。あるいは、責任をとるまでもなくても、とにかくトップの姿勢をみんなが見ているんですね。だから、個人としてこの理事長の方が例えば今、0.9とかいう数字を出された場合に、それが、あ、この問題でそうだなというのがわかりますから、トップがこういう形になったんだなというのがわかるから、それは次に、ガバナンスとか内部統制というのをしっかり組織として守っていくにはすごく大事なことだと思うんですね。わかるということはそういうこと。

だから、法人の業績じゃなくて、もちろん法人の業績は僕はBでもしょうがないと思うんだけど、個人に対してそれをしっかり、特に個人でトップの方が示すというのは今後のためにも必要だと思うんですね。一般的にいうと、やっぱり一般はそうですね。一般って、民間はね。これは学校ですからまたちょっと違うかもしれないんだけど、内部統制とかガバナンスというのは僕はそうだと思うんですね。それが一番大事なことだと思う。

【分科会長】 ありがとうございます。私、ほんとに守ることができるのであれば守り切りたいという気持ちは非常に強いです。しかし、これは守り切れないというのがほんとうの気持ちなんですね。守り切れないのであれば、守り切れない理由をきっちり明らかにして、それなりの評価をしたほうがいい。それはこの分科会自体のやはり存立意義というか、その評価にもかかわってくることですね。

【委員】 1つ疑問があるんですけども、この方は、航空大学校のほうを6年やられて、これ、4年で今年やめられたというのは、そういうこと責任をとっているというのとは違うんですね。

【分科会長】 それは関係ないですね。

【委員】 それはどこにも書いてないけれども、そういうことじゃないんですね。

【事務局】 それは関係ありません。

【委員】 じゃ、結構です。

【委員】 1点確認だけですけれども、この海員学校時代の通達というのは、やっぱりその当時、ぼこぼこたくさんこういう体罰案件が出てきたので、こういうことに至ったんでしょうか。

【事務局】 先ほど宮下先生がおっしゃられたように、何件かあったというところで13年に通達が出たというふうに聞いております。

【委員】 はい、わかりました。

【事務局】 それと、あともう1点よろしゅうございますか。

【分科会長】 どうぞ。

【事務局】 きょう資料20で紹介がございました体罰防止に関する提言ということで、1月に事案が発生して、3月から体罰防止に関する対策の検討会を開いております。そこ、私も出席させていただいておりましたが、3月末に資料20にあるような提言がまとまったというところで、この内容をちょっとごらんいただくと、今議論になっておるようなところのヒントになるのかなと思います。研修等による教員の意識改革、授業力及び指導力の向上とか、ふだんそういうふうなところを気をつけておるのであれば、この辺のところはないんだろうと。

【分科会長】 逆にこれをここに書いているということは、やっていなかったということですね。

【事務局】 はい。あるいは、その次の教員同士の連携組織的な教育指導とかですね。

【委員】 この事件が起きた後、当該教員に対する懲戒みたいなことはやられたわけですね。

【分科会長】 そうです。

【委員】 理事長に対しては何もなかったんですか。

【事務局】 なかったと聞いております。

【委員】 そうですか。

【分科会長】 校長までですね。訓告とか嚴重注意とか。そのとき、やはり組織の長として何もなかったとしたら、何らかの、自分としてはこうするというのを出しておられれば、我々ここでこんな議論しなくても、ああ、そうなんだと。それで、今おっしゃったような、それなりの対応をしたということにもなります。これは対応したかしなかったかの意見はぶつかるでしょうけれども、我々はしたと思うということで、おそらく認めていた

だけだと思います、ずっと通していきましてもですね。

ところが、何もされていなくて、しかも当該の事故報告の当事者である教員、それに対する罰則がものすごくきつい。通常のレベルで考えられないようなきつい罰則、出勤停止とかそういうことをやっておられるにもかかわらず、トップがそれに相応した責めを負っておられないというのが、やっぱりこれ、1つの大きな問題だろうと思うんですね。

どうですか。これ以上ちょっとあれなので、C先生、D先生はその道のベテランですの
で……。

【委員】 いや、こういうのはベテランと言えません。

【分科会長】 いやいや、別にこれのベテランじゃなく、いわゆる船員教育をベースにするあり方ということについては深いご造詣をお持ちなので、いろいろご意見おありかと思うんですけども。ちょっとこの事案に限定しまして、やはり皆さんが見ても、それは仕方がないと思われる結論を出さないといけないと思います。私は、最初に申しました、やはり0.9ではないかというように思います。

その評価自体もきっちり出さなければいけないんですかね。やはりそれ、十分な対応をしていない、そして、個人にその責めは波及するんだという、そういうところら辺でよろしいですか。何か文章をつくって申さないといけないんですかね。これ、次、海技教育機構の人が入ってきますよね。

【政策評価企画官】 そこまでは……。

【分科会長】 そこまで言わなくていい？

【政策評価企画官】 それはそれぞれの分科会のやり方ですが、基本的には結論だけ。

【分科会長】 結論としては0.9。

【政策評価企画官】 あとは細かなところはまた後日。

【分科会長】 文書はまたそれなりに出し直してもらわなければいけないですね、向こうに。違うんですか。もう0.9で、それでよろしいですか。

【政策評価企画官】 率自体は分科会で決めるものですので。

【分科会長】 決めたから、もうそれでいい？

【政策評価企画官】 あとは、その0.9に見合った……。

【分科会長】 そうか、あれは分科会に対して出された書類ですよ。審査してくださいということですね。

【政策評価企画官】 そうですね。

【分科会長】 だから、0.9だということ。

【政策評価企画官】 ええ、審査の結果、0.9と決定したということになります。

【委員】 分科会としての理由を言わなければいけないですよ。

【分科会長】 そうです。それは今の理由ですよ。それはやはり若干お伝えしたほうがいいのかと思いますね。

ということで、C先生も納得していただけますか？

【委員】 納得まではしていません。

【分科会長】 納得は。まあ、中立？

E先生、よろしい？

【委員】 はい。

【分科会長】 A先生も？

【委員】 はい、全体の合意に従います。

【分科会長】 D先生、よろしゅうございますか。

【委員】 はい、いまのところは。

【分科会長】 Hさん、よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 I先生、よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 G先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 F先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 えーと、B先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 大丈夫ですか。そうしましたら、一応全会一致ということで0.9とさせていただきますということに決定いたしました。

そしたら、どうなりますか。まだ何かあるんですかね。

これで終わりですね。

【事務局】 確認だけでございます。

【分科会長】 じゃ、お呼びしないといけない。

【委員】 すみません、確認です。この結論に関することではないですが、数字の使い方、業績勘案率が0.9になりました。そうすると、法人の業績に関する勘案率は1.0ですので、個人業績をマイナス0.1と考えればよろしいのでしょうか。

【分科会長】 それでよろしいです。法人は1.0。だから、法人の方には一切、今おられる方には及ばないという、そういうことでいいですね。個人だけの問題だと。

【委員】 そうしますと、マイナス0.1？ 0.9ではなくて、マイナス0.1？
0.9。

【委員】 そうではないかなと思ったので、いま伺いました。

【分科会長】 個人業績0.0になっているじゃないですか。

【事務局】 ここが減ずるということで、マイナスの0.1ということで……。
1.0から0.1引いて0.9と。

【分科会長】 難しい。いろいろ勉強になります。
何かあるなど当然思っただけで入ってこられますよ。

(法人関係者・傍聴者入室)

【宮下分科会長】 どうも大変お待たせいたしました、申しわけございません。ちょっと議事が紛糾いたしましたのでですね。

まず、平成24年度の年度業務実績評価につきましては、実施状況全体に係る業務運営評価の評定の分布状況が決定いたしました。項目数合計25項目のうち、Sが2項目、Aが21項目、Bが2項目ということでございます。

間違いないですね。

当分科会といたしましては、総合評価についてはAと決定いたしました。

次に、平成24年度に退職されました理事長に関する業績勘案率でございますけれども、法人の業績による勘案率は1.0でございますが、個人業績についてはマイナス0.1と、こういうように評価をさせていただきました。理由は、それなりの事後対応というのは、体罰という不祥事に関してはされておりまして、それが格段なレベルの対応だとは見られない。通常に対応の範囲内に入っている。そういたしますと、それなりの個人的な問題、不祥事といえますか、それをカバーするに足りないということになります。

それはそれといたしまして別途そういう評価でございますが、もう1つ、個人へこの問題が波及するのかどうかという、こういう問題ですが、もちろん法人の長でございますけれども、法人というよりは、むしろ長として、個人として、やはりしっかりとガバナ

ンスをやっていただく必要があったというのが私どもの意見でございます。

それはまず、先ほども引用されましたけれども、平成13年度に「学校における体罰行為の根絶について」という、当時の独法の海員学校理事長からの各校長への通達が出ております。その通達の精神、あるいはそこで皆さんに呼びかけておられる体罰の発見方法等を遵守されておられれば、このような事態にはならなかったであろうと。

なぜ遵守されていなかったかというのがわかるかといえ、やはりこの問題が起こってからアンケート等をして、そして、初めてどのような状況だったのかがわかったというように我々としては受けとめざるを得ないと思います。ですから、やはり海員学校時代からの精神といいますか、それを機構になってからも受け継がれ、そして、理事長としてどうされるべきであるかということをやはり常に考えておかれる必要があったんじゃないかなと思います。

それから、問題を起こした個人に対しての罰則適用はかなり厳しいレベルにありまして、これについてはレベルが若干強いかもしれないというような印象も受けるわけですが、それに対して、理事長としての対応といいますか、その責任は理事長個人としてのガバナンス、それにあるんだというご認識がやはり薄いんじゃないかと思います。それ以後の対応を見ておりましても、その感を更に強くいたします。

そういうことございまして、全会一致でこの委員会といたしましては、個人業績はマイナス0.1というふうにさせていただきましたので、お伝えいたします。これを機会に、そのようなガバナンスにつきまして、しっかりとした対応を、仕組みをつくられてですね。体罰問題というのは、これは避けて通るわけにいかない。やっぱりまた起こるかもしれませんが、常にその問題について真摯に対応しておられるんだということがわかるようなそういう仕組みをきっちりとつくっていただいて、問題が起こったから慌てるというのではないというふうにしていただければと考えます。新しい理事長のもとで一致団結して頑張っていいただければと思います。

それから、一般的な評価の中でございますけれども、できれば教育にかかわる部分の評価を上げて。これ、業務実績のところですが、これは希望にすぎませんけれども、しかし、できれば、即戦力化という5番目、それから、Bでありましたけれども、合格率、6番目、入学定員が4ですが、それから、実務教育等の実施、7番目、資質教育、8番目、就職率、9番目、つまり、入学から就職までの間というのは、大学がその人物を育て上げることにあります。やはり教育機関でありますので、そのところが一番大きな教育機関としての

やりがいではないかと思うんです。いろいろ工夫されておると思うんですし、これからもいろいろなアイデアが出てくると思うんですね。

我々の分科会といたしましては、すぐにそれが実績で何人とか何ということにつながらなくても、このようなアイデアでもって、創造的なアイデアで頑張っている、こういうような意味があるんだというような、そういう挑戦的な事例をこれらのところに含めていただいて、なかなか評価が上がらないところはそういう形で新しい分野を切り開いていただければと思っております。これもちょっと私個人の強い意向かもしれませんが、教育分科会といたしましては、今後そのあたりでやはり一番大きな点数を稼いでいただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございますか。

【加藤理事長】 はい。大変お手間をかけまして、申しわけございませんでした。ご指摘いただきました点は肝に銘じて今後精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

【宮下分科会長】 どうぞよろしくお願ひいたします。どうも大変お待たせいたしました、申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

【加藤理事長】 ありがとうございます。

【村松海技企画官】 では、海技教育機構の議事、どうもありがとうございました。長くなりましたけれども、次もありますけれども、5分ほど休憩させていただいて、50分から次の航海訓練所議事に移りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【宮下分科会長】 お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(休 憩)

【村松海技企画官】 それでは、本日3番目の議事、航海訓練所について開始させていただきます。法人側のほう、航海訓練所から、理事長はじめ関係の方々に出席いただいております。

航海訓練所の飯田理事長をご紹介させていただきます。

【飯田理事長】 理事長の飯田でございます。よろしくお願ひします。

【村松海技企画官】 航海訓練所のそのほかの方々につきましては、座席表をもってかえさせていただきます。ご発言のときに、職名とお名前を述べていただきますようお願い

申し上げます。

次に会議資料の確認ですが、先ほどお手元に会議資料、先の2法人と同じように資料をお配りさせていただきました。ただし、退職された役員はおりませんので、業績勘案率、8-3というものはございません。1から7の資料となっております。

過不足よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宮下分科会長】 よろしくお願いたします。

では、進め方につきましては先の2法人と同様に行いたいと思いますので、まず、財務諸表につきまして法人のほうから説明をお願いいたします。

理事長ですか。よろしくお願いたします。

【飯田理事長】 はい。それでは、財務諸表、資料1-3となっております。資料1-3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、当航海訓練所は、独立行政法人通則法で定める会計監査人の監査を要しない法人であります。適正な経理処理を行うため、監査法人及び税理士法人並びに弁護士から業務支援を受けて、財務諸表等も作成しております。

それではまず、財務諸表につきまして、要点のみの説明になりますが、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー及び最終ページの決算報告書を用いましてご説明をさせていただきます。

初めに、1枚めくっていただきまして、1、2ページの貸借対照表をご説明いたします。1ページ目の資産の部をごらんください。資産合計を最下段に記載しておりますが、流動資産、固定資産の合計で総額54億8,600万円となっております。Iの流動資産のうち、たな卸資産は、ほとんどが各船に搭載しております、繰り越しました船舶燃料になってございます。3億2,700万を計上しましたが、平成23年度と量的には同量の繰り越しを行っております。

IIの固定資産のうち、有形固定資産の建設仮勘定は、内航用練習船の建造契約により、起工時に支払った4億5,000万円を建設仮勘定として計上いたしました。契約は、当所と東京センチュリーリース株式会社と共同で発注して、三井造船株式会社が受注者として決まっております。契約金総額は41億7,900万円（税込）であります。平成23年度契約時に負担した4億5,000万円と合わせまして、平成24年度末の建設仮勘定は9億

円ということになっております。また、無形固定資産に記載しております特許権につきましては、油水分離装置として今年度1万1,208円を計上したものを記載させていただきました。

2ページ目の負債の部をごらんください。負債合計は中段に記載していますが、流動負債及び固定負債の合計で総額26億2,800万円となっております。Iの流動負債のうち、運営費交付金債務は、前払費用、契約繰り越しなどにより4億2,000万円となりました。また、未払金は、退職金などで5億6,000万を計上しております。

同じく2ページの中段、純資産の部をごらんください。純資産合計は下から2行目に記載しておりますが、資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計、総額で28億5,800万円です。資本金の政府出資金は48億1,200万円で、現物出資をされました船舶、構築物、土地及び建物となっております。資本剰余金は、独立行政法人移行後に補助金により整備された「銀河丸」、栈橋——これは改修をしております、等の取得額及び現物支給をされた船舶、構築物及び建物の減価償却累計額、資産除去債務の利息費用累計額を計上しております。利益剰余金は128万円であります。これが当期末処分利益となっております。

負債・純資産合計は、資産総額と同額の54億8,600万円ということで、2ページ目の最下段に記載をしております。

次に、3、4ページの損益計算書をご説明いたします。経常費用は、業務費が50億9,700万円、4ページ目に一般管理費を記載しておりますが、一般管理費は3億3,000万円で、雑損を含めると、経常費用は54億2,700万円となっております。

3ページ目に戻りまして、業務費の船舶運航経費のうち、入渠・修繕費においては、各船の検査工事は23年度とほぼ同じでありましたが、23年度繰り越しの修繕を実施しました結果、金額的には23年度に比べて6,900万円増で2億9,000万円となっております。

船舶燃料費は、消費量は7,950キロリットルで、平成23年度とほぼ同量の消費をしております。契約単価が上昇したことにより、5,000万円の増で5億2,800万円となっております。

業務費の人件費についてですが、3ページの下段に記載しております33億9,300万円で、給与特例法、給与減額支給措置期間が平成24年4月から26年3月となっておりますが、これによりまして、平成23年度に比べて2億6,000万円の減ということになっております。一般管理費の人件費も同じように、4ページ目中段に記載しておりますが、

2億3,000万円で、昨年度に比べて3,000万円の減となっております。

また、4ページ目の中段以降になりますが、経常収益は運営費交付金収益、それから、たな卸資産見返負債戻入、社船実習負担金収入など、54億2,900万円となっております。

これらの結果、その差になりますが、当期総利益が128万円で、貸借対照表の当期未処分利益となっております。これは通則法第44条第1項に基づく積立金として処理することとしております。

次に5ページ、キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。業務活動によるものは、航海訓練業務に係る収入・支出となっております。投資活動によるものは、船舶建造補助金、工具器具備品、特許権の支出及び船舶建造補助金の収入となっております。

資金期首残高は、昨年度末の現金及び預金、資金期末残高は今年度24年度末の現金及び預金の残高となっております。

次の利益の処分に関する書類、6ページから31ページ、業務評価書までは、説明を省略させていただきます。

最後、32ページになりますが、32ページの決算報告書は、収入・支出の予算区分に従いまして作成したものとなっております。

以上、簡単でございますが、財務諸表の説明を終わらせていただきます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、財務諸表に関する審議に入りたいと思いますので、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいいたします。

関先生、何かございますか。

【関臨時委員】 特にございません。

【宮下分科会長】 ございません？ そうですか。

【関臨時委員】 1点だけなんですけど、質問なんですけど、投資活動によるキャッシュ・フローで、施設費による収入が、4億5,000万円あるんですけども、この施設費による収入というのは、具体的にこれはなんです。施設費で確認なんです。5ページのキャッシュ・フロー計算書。

【飯田理事長】 これは補助金の船舶建造費をここに4億5,000万円計上させていただいております。

【関臨時委員】 わかりました。

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。

【関臨時委員】 はい。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

それでは、財務諸表につきましては、意見なしということにいたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 それでは、次の議題に入ります。平成24年度業務実績について、法人のほうからご説明をお願いいたします。なお、その際、別紙につきましては事前に送付いただいておりますので、時間が限られていることから、説明は結構でございます。よろしくをお願いいたします。

【飯田理事長】 それでは、続きまして、航海訓練所の平成24事業年度業務実績報告の説明をいたします。

平成24事業年度は、第3期中期目標期間の2年目ということになっております。年度計画で掲げました全ての目標を達成し、実習生及び船舶に大きな事故もなく本事業年度を終了いたしております。これは、職員の業務に対する真剣な取り組みであったと経営サイドとしては考えております。

事前説明においてもご説明させていただいておりますが、平成24事業年度においては、前年度の業務実績評価においてよい評価をいただいた点については引き続き取り組むとともに、業務運営に対する課題や改善へのご意見等について真摯に受けとめ、前年度に組織内に立ち上げました業務推進・活性化委員会を活用して、特にP D C Aサイクルにおけるチェック機能の強化を重点において、組織運営及び航海訓練業務に反映するように努めてまいりました。これらの取り組みにより、平成24事業年度計画で数値目標として掲げた数値及びその他の目標について全て達成しております。したがって、自己評価といたしましては、業務の確実な実施という観点でAを基準に考えさせていただきました。

時間もございませんので、S評価、すぐれた業績を上げていると自己評価しております項目4項目を中心にポイントを絞って、事前説明でご指摘のあった点を含めご説明させていただきます。

説明に当たりましては、通称五段表と呼んでおります資料4-3、A4の横紙、両面刷りになっております。それと、資料3-3、平成24事業年度実績報告資料集に基づいて説明をいたします。説明に当たっては、それぞれ「資料」と「添付資料」というふうな形

で表現させていただきます。添付資料には、事前説明後に追加した資料3編も加えております。附箋には、追加資料、追加というふうなところでインデックスをつけさせていただいております。

まず、資料の5ページでございますが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置において、(1)航海訓練の実施の(a)三級海技士養成の項目をS評価と自己評価しておりますので、これについてご説明いたします。海技士養成は、当所における主要業務ということであります。社会状況への対応、業界からのニーズに応えるべく、初級船員に求められる基礎知識、技術の習得に力点を置いて訓練を行っております。

座学、学校で実施できない部分、例えば実際の運航機器に触れる機会等を練習船が担っていると考えております。特に国際条約の改正に伴う訓練への対応については、国内法制化に先駆け、各教育機関をリードする形でいち早く練習船実習に反映させております。業界のニーズに応え、かつ、効果的に実習に反映させるため、添付資料4になりますが、それと、後ろのほうの追加資料1をあわせてごらんいただきたいと思います。条約改正に伴うECDIS訓練、コミュニケーション能力の強化及びリーダーシップの醸成、それから、安全管理教育の充実について、各船において具体的なプログラムで実施をし、一定の成果を上げてきております。また、条約改正に伴い、実習訓練カリキュラムを改定することとしておりまして、その改定も実施し、練習船教官が実際にどのような訓練を実施し、指導するかを示した実習指導要領の運用を開始しております。

三級海技士の中で、年度目標に掲げております海技士試験の合格率も、各学校の教育と大きくリンクしておりますが、資料8ページのところに一部記載がありますが、商船系の大学、高専につきましては、添付資料6に示しておりますとおり、当初目標を大きく上回った合格率となっております。

次に、資料の14ページをおあげください。14ページの下のパラグラフになりますが、(g)海運業界及び船員教育機関等との連携強化についてご説明いたします。実際の業務形態をより効果的に実習に反映させるため、資料の15ページに記載しておりますが、内航・外航の海運業界や船員教育機関等との検討会や意見交換会を延べ39回実施し、より一層の連携強化を図るとともに、業界のニーズ把握に努めてまいりました。

また、平成26年度に導入を目指している内航船用練習船の実習訓練について、添付資料14になりますが、内航船員養成教育訓練プログラムが練習船においてどのように反映

されているか実際に見ていただく機会を設け、参加した内航船社との意見交換等により、適切かつ効果的に反映されていることを確認いたしました。

これらで得た意見等を、QSSマネジメントレビュー、質基準のシステムを活用し、単独で当直ができる能力、運航実態に即した内容を実習に反映させ、初級船員として必要な知識を繰り返し指導することにより、必要とする知識・技能の確実な習得を図ることができております。海運界のニーズを把握して、プログラムを作成し、訓練を実施し、そこにお示ししたように、海運業界により確認というふうなPDCAサイクルを回すことにより連携の強化を図ることができたと考えております。また、内航社船実習の開始に向けた検討会を教育機関、船社とともにに行い、スムーズな導入に向けた準備が整ってまいりました。

3つ目の項目といたしまして、資料の20ページをおあげください。研究の実施における(b)研究活動の活性化もSとして考えておりますので、説明をいたします。当所業務は、航海訓練業務のほかに、研究活動もう1つの柱として掲げております。この研究活動は、当所のみならず、船員の資質や運航技術、運航設備・機器等に関して、船員教育機関や各研究機関と共同研究も行っております。実施した研究に対しましては、年度計画に基づいて適切に評価をして実施しております。

研究の成果として、追加資料2になりますが、ちょっと後ろのほうになります。海上技術安全研究所との共同研究でありますビルジ処理に関する研究において、新たな発明として油水分離装置が特許登録を今年度されました。申請から8年という長い年月を要していますが、船舶からのビルジ排出に関しては、海洋環境保護の観点から国際条約においても厳しく制限されており、今回の発明、特許取得は、今後の油水分離装置開発の一助として大きく貢献できるものと思われまます。

本研究の研究終了時に航海訓練所の自己評価をしておりますが、3点満点の2.3ポイントで、おおむね適切という評価を我々の中でも下しておりました。若干ポイントが低いのは、研究期間が少し長かったねというふうな、そのようなコメントがつけられておりました。特許取得というのは、当所の研究活動の活性化に大きく貢献できるものと考えております。

また、STCW条約マニラ改正において強制要件となっております、コミュニケーション能力の強化に関するBRM訓練、ERM訓練についても、その体系化を図るべく検討を開始するとともに、2017年度の条約完全履行に向けた研究活動を活発化しております。

どのような評価をすべきかというふうなところが研究のテーマになってございます。

また、研究とは視点がちょっと違いますが、地方自治体等からの寄港要請に関する練習船の安全な航行を図るため、練習船の北海道・紋別港寄港に当たり、添付資料21に示していますとおり、現地で得られた新たな港湾事情やオホーツク海におけるロシア連邦主張の排他的経済水域境界線等を取りまとめた報告書等を作成し、訓練所内、また対外的にも活用できるような形をやっております。

最後、4つ目でございますが、資料の28ページをごらんください。28ページ、業務運営の情報化・電子化の取組という項目になります。情報化に関しまして、これまで当所内にサーバーを設置し、データ管理を行っておりました。添付資料32に説明しておりますが、いろいろ検討、調査を行った結果、昨年末にシステムのクラウド化を実施しました。このクラウド化により、情報セキュリティの向上、サーバーの保守管理業務の軽減が図られるとともに、一定のセキュリティ対策のもとで、いつでもどこでもアクセスが可能となり、システムの維持管理についても年間約540万の経費節減を図ることができました。

また、一般の陸上組織と異なり、船陸間の特殊な利用環境を改善するため、当所職員の手により、追加資料3、一番最後になっておりますが、システムを構築しております。航行中においても支障のない環境を整えております。

一方、セキュリティに関する脅威がふえているような現状におきまして、添付資料33に示すとおり、セキュリティ教材を職員の取り扱います情報に合わせて作成して、積極的なセキュリティ教育を実施しております。また、クラウド化することによって、BCP、危機管理という面で、横浜がダウンしたときでもデータが使用できる環境が整えられました。また、セキュリティに関しては一層の教育を含めて努力しております。

それから、平成24年度より、ホームページのほか、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用して、広報コミュニケーション活動を活性化しております。実習風景や寄港地における各種イベント情報をタイムリーに発信してまいりました。その結果、添付資料30に示しておりますが、ツイッターのファン、それから、フェイスブックのフォロワーとも右肩上がりにふえております。これらSNSは、短いメッセージであれば航海中でも送信可能であり、遠洋航海中も含めて1日1回実習生のコメントをアップするようしております。練習船という特殊な環境下にご子息を預けている保護者にとって、様子を知る情報源であるとともに、フェイスブックを通じて保護者間の輪が広がっている状況にあります。

実習生からの情報発信については特に規制はありませんが、炎上防止、プライバシー保護という観点から、当所が策定しておりますガイドラインに照らして、練習船に配置された管理者により適宜必要なチェックを行って、掲載をしております。

最後に、昨年も同様にご指摘、ご進言をいただいておりますが、事前説明の際にご質問のあった、資料3ページから始まります業務運営の効率化の推進に関する船舶燃料費について補足説明させていただきます。

財務諸表のところでも簡単に説明させていただきましたが、平成24年度の燃料費の平均単価は、平成23年度に比べて、A重油で約2,000円、C重油で約4,000円値上がりしております。このような燃料油高騰にもかかわらず、適切な航海訓練時間を確保するために、昨年に引き続き、燃料消費を抑えるとともに、他の経費の節減に努めた結果、昨年とほぼ同量の燃料油を確保し、また、平成23年度、4日弱であった航海日数に関し、できるだけふやすということで、少しではありますが、航海日数、距離ともふやすことができております。

また、所内に、航海訓練のあり方検討ワーキンググループを設けて、全所的に予算執行状況を定期的に確認し、必要な航海日数、訓練規模を維持し、効果的な実習展開が図れるよう検討を常に行える環境を整備いたしております。

また、業務運営のための経費の大部分を国からの運営費交付金で賄っている現状では、燃料費が当初計画単価よりも高くなれば、その分の充当を人件費なり、ほかの修繕費から回さざるを得ない状況でございます。平成26年度の予算要求におきましては、先生方からも、航海訓練所、走って何ぼのものというふうなご指摘を受けております。運営費交付金における必要な燃料量をあらかじめ量として予算化して定めていきたいというふうなところで、燃料費ではなく量でお願いできないかということで、現在、海事局のご協力を得ながら進めているところでございます。量的には、来年度は「大成丸」が小型化したしますので、現状のところの約8,000キロをキープできれば、7日程度の航海ができるのではないかとということで海事局にもお願いをしているところでございます。

ポイントだけというか、雑駁ではございましたが、以上で24事業年度業務実績報告書の説明を終わらせていただきます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【桑島臨時委員】 最後の説明のところで、7日程度というのがチラッと出てきました。それが適切な航海日数という結論に達したというのは事前説明のときにもお伺いしました。それに対して今、この4ページのところに書いてある表現では、ちょっとトーンが弱いなというふうに感じるのですよね。「検討を開始した」だけしか書いてなくては、今言った結論等はまだ変わり得るような印象をこれだと受けるのですが。

【飯田理事長】 あくまでも予算につきまして査定されます。海事局ともども努力はしていくところではございますが、結果的に、こんな言い方をしてはやる気あるのかと言われるかもしれませんが、できる範囲で頑張らせていただくというつもりでございます。

【宮下分科会長】 油の量のほうを確保するというのは新しいやり方ですよ。桑島先生は理想論ですから。

【飯田理事長】 量をやっても予算的は金額になりますので、要求では、この量が必要、金額的にはこうなりますということにならざるを得ないでしょうし、それが途中で値段が上がれば足りなくなるということですし、そのまますんなり認めていただけるかというのは、これからいろいろご説明を申し上げた結果というふうには考えております。

【桑島臨時委員】 数年来申し上げてきたことです。航海訓練所にとっては一番大事なことだと私は思っているわけです。1カ月の実習で月平均4日しか航海しないことは、それは普通の人の感覚から言えばおかしいと思いますよ。そこら辺をもっと予算担当者にも訴えかけて、ぜひ実現させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宮下分科会長】 はい、大立室長。

【大立船員教育室長】 理事長からもご説明ありましたが、来年26年度の所要量は正確には8,100ぐらいですかね、それに現在の実勢単価を掛けたところで今、予算要求の中には入れております。その点だけちょっと補足させていただきます。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

【桑島臨時委員】 頑張ってください。

【宮下分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

小島先生、よろしいですか。

【小島臨時委員】 人事交流をかなりされているので、やはりそういうことをどんどんやっていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

【宮下分科会長】 羽原先生。

【羽原臨時委員】 いえ。

【宮下分科会長】 特にないですか。

【羽原臨時委員】 はい。

【宮下分科会長】 それでは、他にご質問はないようでございますので、評価等の審議に入りたいと思います。法人関係者及び傍聴の方はご退室をお願いいたします。

また何かありましたら、ご説明をお願いしたいと思いますが、とりあえずご退室をお願いします。

(法人関係者・傍聴者退室)

【分科会長】 それでは、先に評価いたしました2法と同様、評価調書の分科会長試案を準備いたしておりますので、その空欄のところにつきまして、主なご意見を事務局のほうから説明していただきまして、評定を決定していきたいと思います。他のところは圧倒的多数で評定が決まっておりますので、それはこれをそのまま、空欄以外のところはとりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 かしこまりました。それでは、資料6-3、分科会長試案のもので説明させていただきます。

その3ページになります。(1)航海訓練の実施(a)三級海技士養成というところが空欄になってございます。S評価が4名、A評価が7名というところでは、S評価のご意見としては、国家試験の合格率が高率を占めている点が評価できる。それから、国際条約改正等カリキュラムの改正の取り組みについて高く評価できると。A評価につきましては、それぞれの取り組みは評価するが、データが十分ではない。それから、各取り組みをしている結果について明確に見えていないというご意見。それから、三級海技士養成については、基本的な技術、見張り等そういうところをしっかりと実施させていただきたいという意見がございました。以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

一つ一つ行きましょう。では、三級海技士につきましては、S評価が4、A評価が7でございます。いろいろ意見は分かれているわけですが、一応多数決ということで、A評価とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 では、次、お願いいたします。

【事務局】 それでは、8ページになります。海運業界及び船員教育機関等との連携強

化でございます。S評価が6名、A評価が4名、1名の方はこの評価は棄権となっております。ご意見としましては、S評価の意見は、目標としている意見交換会等の回数を増加させている。それを教育訓練プログラム等に取り入れていることが評価できるというご意見。A評価のご意見としては、意見交換会は行っているが、それをどのように実習訓練に反映できたのかが明確でないというご意見がございました。以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

海運業界及び船員教育機関等との連携強化ということでご意見をいただきました。S評価が6、A評価が4ということでございますので、S評価とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 S評価とさせていただきたいと思います。

では、これで各項目について全て評定をいただいたところでございますが、個々のところで何かご意見、別紙を含めましてございましたら、させていただきたいと思いますが、特にございませんか。よろしいですか。

D先生、特にございませんか。

【委員】 はい。

【分科会長】 Fさん、よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 Hさん、よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 I先生、よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 G先生、大丈夫ですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 E先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 A先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 B先生。

【委員】 はい。

【分科会長】 大丈夫？ ありがとうございます。

では、ご意見がないようですので、各項目の評定は確定とさせていただきます、総合的な評定に移ります。事務局から、評定の分布状況について説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、今評定いただきました分布状況です。項目数合計26項目のうち、SS評価はゼロ、S評価が3項目、A評価が23項目、B評価、C評価はゼロでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に従いまして、Aが最多の23項目という結果になっております。

では、委員の皆様からいただきました事前のご意見を事務局で取りまとめていただいておりますので、これを読み上げていただいて、評価を行いたいと思います。よろしく願います。

【事務局】 総合評価のところでございます。点線で「試案」と書いてございます5つの項目を読み上げさせていただきます。

法人全体としての業務実績は……、「概ね」を取らせていただき、着実な実施状況にあると認められる。

海運業界及び船員教育機関等との意見交換会や航海訓練の現場視察の機会を通じて得られた知見を教育研究プログラムに順次着実に導入していることは、すぐれた成果として評価できる。

国際条約に基づく適切な対応も実施され、ガバナンスの充実に努めている。

予算と人員については、毎年削減があるという厳しい状況の中で、航海訓練、研究の面でしっかりと成果を上げていることは評価できる。

燃料費高騰の影響が継続的にあるものの、航海訓練が適切に行われている点は評価できる。

次、課題のところでございます。ここも点線で示しています。

今後、内航船員養成訓練プログラムの実施と検証が重要である。

法人の使命を果たすための根幹業務は「航海訓練」である。適切な航海日数とされている月平均7日程度を実行あらしめるため、新たな目標計画に明記し、重要課題としてその目標達成に取り組むことが望まれる。

練習船でなくてはできない実習に重点を当て、集中して教育願いたい。

燃料代の高騰に対応してより効率のよい訓練を願う。

その他についてはございません。以上です。

【分科会長】 以上でございますが、ご意見はあろうかと思えます。

はい、B先生。

【委員】 これ、試案の最後の、燃料高騰の影響があるけれども、適切に行われている点は評価できるという表現と、それから、試案の裏のページで、より効率のよい訓練を願うというのが矛盾しているような気がするので、どっちかに統一されたほうが。

【分科会長】 そうですね。一方で持ち上げて、一方で落としているのは。どちらが実態として評価されるべきか。2つを残すような適切な表現があればよろしいですけども。「厳しい中努力していることは評価できる」とは言えないですか。

【委員】 航海訓練が適切に行われているとありますが、「適切」という言葉はちょっと引っかけますね。

【分科会長】 そうですね。

「航海訓練に鋭意取り組んでいることは」って、当然のことですよ。取り組まなかったら、航海訓練所があり得ない。

【事務局】 では、法人の業務の実績のほうの肯定的な評価のほうの「燃料費高騰の影響が継続的にあるものの」というところを取らせていただくと。

【分科会長】 こちらの文章全体をね。

こんなのを見て、予算をつけないぞと言われたら、大変なことになりますから。

【委員】 そういう意味では、ここに書かれる意見というのは公表されるのでしたかね。

【事務局】 公表されます。

【分科会長】 今お気づきの点、ほかにごございますか。

では、先ほどと同じような形で、最終的な表現は私と事務局のほうに任せていただきたいと思います。どうもありがとうございました。分科会といたしましては、そのような段取りを経ましてまとめられました文章を総合評価として付すことにいたしたいと思います。

最後に、総合評価はAといたしまして、評定理由は、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められるという趣旨の理由を付すことといたします。なお、個々の表現及び別紙につきましては、先ほどと同様に何らかの修正等あるかと思えます。その点はお任せいただきたいと思えます。

それでは、航海訓練所に対し評価結果を連絡いたしたいと思えますので、入室をお願いしたいと思えます。

(法人関係者・傍聴者入室)

【宮下分科会長】 審議が終わりましたので、結果をお伝えいたします。

平成24事業年度業務実績評価につきまして、実施状況全体に係る業務運営評価の評定の分布状況は、項目数合計26項目のうち、Sが3項目、Aが23項目でございます。

当分科会といたしましては、総合評定についてAと決定いたしました。

以上でございますが、今後の取り組みにつきまして、とりわけ4番目、5番目、6番目、7番目、8番目あたりの項目、三級海技士養成、四級海技士養成、その他の航海訓練の実施、実習生の適正な配乗計画、訓練の達成目標、このあたりがやはり実務教育、訓練を伴います航海訓練所にとりまして非常に重要なコアの部分になろうかと思うんです。このあたりで、三級海技士については長年Sを取られていたんですけども、今回は残念ながらAということでございます。ここはAとなりました。他のところにつきましても、教育機関としてできるだけSを取るようにこの項目について努力をお願いしたいと思います。

これ、見ておりますと、極めて地味なプレゼンテーションの状況になっているんですね。ある程度、テストデータとしてこういうことでやってみたとか、アンケートをとった結果をこういうふうに生かしてみたとかというような、何か新しい試みといたしますか、ちょっと目新しいなというもの、それは最終的な結論まで出ていなくても、プロセスとして評価できるようなものをできるだけ多く考えていただいて、アピールをしていただければと思います。

なかなかSが取りにくいところもあろうかと思っておりますけれども、そういうチャレンジというところも、委員の方皆さんいらっしゃいますので、結果まで行かなくても、プロセスのところでも頑張っておられるというところでも、教育機関でございますので、できるだけ評価できればと考えておりますので、創意工夫をしていただければと、こういうふうに思っております。それは我々の希望でございます。我々というか、私の希望でございますので、理事長、よろしくお願いたします。

【飯田理事長】 ありがとうございます。また来年度に向けて頑張ってお参ります。

【宮下分科会長】 はい、どうも。じゃ、長くお待ちいたしました、ありがとうございました。

では、これで航海訓練所の評価のほうを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【飯田理事長】 ありがとうございます。

【宮下分科会長】 では、事務局のほうにお戻しをいたします。

【村松海技企画官】 それでは、分科会長、それから、委員の皆様、ほんとうに長時間にわたりご審議いただいて、ありがとうございました。また、事前説明で至らぬ点があり、きょうの分科会長の議事進行に影響を与えてしまったことをこの場でおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

【宮下分科会長】 大丈夫ですよ。いえいえ。

【村松海技企画官】 最後、事務連絡でございますけれども、本日の分科会の議事要旨の公開について簡単にご説明させていただきます。まず、本日の委員会の内容につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨を作成の上、速やかに公表することとさせていただきます。なお、記載事項については主な意見のみとして、評価の結果に関する内容の記載はいたしません。

それから、議事録につきましてはですが、後日その内容をご確認いただきたく存じます。委員の皆様には議事録の案を送付させていただきますので、ご多用のところとは思いますが、ご発言内容の確認をお願い申し上げます。この議事録につきましても、評価委員会の運営規則にのっとり、評価に関する部分の発言者名は記載しないということといたします。

本日お席に配付させていただきました会議資料につきましては、郵送も考えておりますので、郵送ご希望の方はその場に置いていってください。

以上、事務的なご説明をさせていただきました。

それでは、これもちまして、第22回国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

【宮下分科会長】 ありがとうございました。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

— 了 —